

〔資料〕

摂州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究 (二)

——支配違江懸る出入を中心として——

石尾芳久
藤原有和

〔八郎よりの南都喜多院への願書〕

乍恐書付奉願上ひ

同村取暖人

同 馬場孫右衛門

織田丹後守様御領分

和州新泉村同断

摂州嶋下郡味舌村

同 美並武右衛門

鉄藏家督相統人

私儀

相手 東三郎

相手鉄藏同村住宅之節右鉄藏方江作徳米代銀滞預銀高

同村

之内中通銀三千五百七拾六貫百六匁式分卷厘先年地頭

同 幾右衛門

所江出訴仕ひ処裁許之上濟方被仰付ひ処鉄藏方銀子不

調達ニ付同村孫右衛門和州新家村武右衛門右兩人取扱
ヲ以段々及詫談ハニ付無拋承知仕右濟方銀之内式千九
百七拾六貫百六匁式分壹厘致用捨遣シ残六百貫匁之内
式百貫目受取猶又殘銀四百貫目之内百貫目日切手形証
文通ニいたし三百貫目者私手元差支之節者何時ニ而茂
可為添証文取之和熟仕ハ然ル所取賤人申口者右証文面
ニ同村九右衛門幾右衛門兩人加判為致旨本紙五通暫時
相預置呉様申之ニ付同人ハ慥成約定書取置預置ハ其後
催促仕ハ共印形相揃不申様ト申其儘差戻シハニ付約
定之廉ヲ以及引合ハ共約定之儀者扱置頓着不仕依之
不得止事取置ハ其後取扱人共江数度及催促ハ共是以
一円取敢不申本人江引合ハ得者式通百貫目之手形銀地
頭所江差出ハ様ト偽リヲ申立其内私義者追々不如意ニ
相成無余義右三通之証文夫々質物ニ差入漸相渡罷在ハ
然ル処此度右質物取出し度段奉願上夫々質先江罷越引
合仕ハ処相手東三郎江出入入出之もの吹田村善四郎ト
申者方江三通共又質ニ差入ハ由内実者東三郎江引込居

撰州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究 (一)

ハ義ニ御座ハ且又私シ大坂住居之節鉄藏方之他所支配
仕ハ坪井村三右衛門ト申者ニ借用銀有之口ヲ鉄藏腰押
致シ私相手取預ケ銀出入為致出訴ハ預銀高九貫八拾九
匁ヲ以私之難渋ヲ見込鉄藏ハ取置ハ右三通之証文可引
取手段仕ハ義ヲ当正月三右衛門方江罷越ハ節鉄藏ハ差
図之書面ヲ見請相答ハ処相違無之趣同人ハ慥ニ返答仕
尤前年三右衛門江濟方為致双方相對之上質物ニ差入置
ハ証文三通借用銀高拾三貫目之処三右衛門ハ願高上端
銀トいたし惣質銀高廿式貫八拾九匁三右衛門江質入ハ
相成御座ハ右銀高之内江拾式貫五百七拾式匁三分八厘
相渡殘銀并利足皆濟可致間質入証文相渡呉ハ様引合ハ
処三右衛門ハ承知仕ハハとも善四郎申口ハ銀子調達ハ
共東三郎相統之障ニ相成可申問証文趣相渡様ト重頭之
事共申之ハニ付村役人共恐々取扱呉ハ処元利者勿論利
ニ利ヲ相掛可相渡旨申之ニ付申条通銀子相渡し証文取
戻ハ段全

御殿様之御蔭ト重々難有奉存ハ然ルニ右引合中ニ四郎

一四五 (三八七)

其筋江被差向ハ問此段為念及引合ハ事

喜多院殿

辰二月廿四日 役所印

兵衛ト申もの毎度罷出利銀減少之義東三郎ニおみて不
承知之旨申之居ハ彼所者質物一条ニ可相携筋毛頭無御
座ハ三右衛門方ニ三通共所持可致答ヲ善四郎方ニ取置
ト申利足之引合仕ハ共四郎兵衛市場村判助兩人共東
三郎不承知与申旁以得其意不申全東三郎四郎兵衛判助
九右衛門幾右衛門三右衛門并取扱人迄も一統馴合四百
貫目之銀子隋弱ニ及ハハ手段取巧ハ義ニ相違無御座ハ
最早同人共江実意ヲ以引合仕ハ共埒明不申ハニ付格別
之思召ヲ以私義江戸御奉行所江御差出し被成下度名前
之者共相手取御吟味御願奉申上度乍恐此段御聞届被成
下様奉願上ハ以上

乍恐以書付奉願上ハ

織田丹後守様御領分

和州山辺郡新泉村

美並武右衛門

天保十五辰年二月廿日 同御内

馬場八郎印

喜多院様

御役人中

前書之通り願出ハニ付其村方本人取調之上来三月十日迄
ニ承不承知之趣奥書ニ相断調印可給ハ若日限相延ハ、

一右武右衛門義者先年鉄蔵相手取作徳米滞出入則御地頭
所江出訴致ハ節裁許之上济方詫談取贖人ニ御座ハニ付
同人申儘ニ□合之銀子用捨致し遣し残り証文之分度々
催促仕ハハ共本人頓着不仕扱取扱人ニ者不当之返答仕
取合不申相手相続人者別紙之通り種々手段ヲ構質出之
妨等致此程之義全一統馴合ハ義ニ相違無御座ハニ付同
様相手取申ハ尤慥成取扱証文取置ハ問関訴御吟味奉願
上度御差向被成下様乍恐奉願上ハ御許容被為成下ハハ
、難有仕合ニ御座ハ以上

天保十五年

同御内

辰二月廿日

馬場八郎印

喜多院様

御役人中

奥書前同断

新泉村役人中

乍恐以書付奉願上

撰州嶋下郡味舌下村

馬場孫右衛門

一右孫右衛門義先年鉄蔵相手取作徳米滞出入御地頭所江
出訴裁許之節取扱人ニ御座

撰州嶋下郡
味舌下村

役人中

目受取残四百貫目証文面ニ九右衛門□幾右衛門等加判
為致

一四七 (三八九)

相揃不申其儘差戻

仕

御座

之程乍恐奉願上

存

天保十五年辰年二月廿日

同御内

馬場八郎

喜多院様

御役人中

奥書前同断

撰州嶋下郡

天保十五辰年

南都御奉行所江八郎

願書其外諸書物 扣

口上覚

手形銀并証文銀

喜多院家来

致隋弱不相渡

願人 馬場八郎

付御吟味御願

織田丹後守殿領分

撰州嶋下郡味舌下村

天保六未八月

相手 本人 東三郎

一銀五拾貫目

但証文ニ者鉄藏と御座

但申十一月晦日

以得共同人病死仕當時

手形銀

相続人ニ付東三郎□□

相手取申以

天保六未八月

同領分同郡同村

一同五拾貫目

相手証人 幾右衛門

但去西十一月晦日

同領分同郡同村

相手取扱人 孫右衛門

天保六未八月貸渡

但同人義ハ素々庄屋

一同三百貫目

役相勤以節致取扱以

此利五貫三百目

ニ付相手取申以

但当五月迄百六ヶ

同領分和州式上郡

月閏月不加利足年

新泉村

六百匁定

相手取扱人 武右衛門

元利

但同人義ハ素々大庄

四百五貫三百目滞

屋役相勤居以節取扱

御座以故相手取申以

一右相手之者へ素々親類之間柄ニ付私所持之田畑耕作向

先代ハ相手東三郎数年任置以亡鉄藏とハ始終金子取引

等も有之過分入込有之ニ付差引勘定相立不申而ハ多借

之私難立行段之引合以得共頓着不仕ニ付無抛地頭芝村

表へ願出以処鉄藏被呼寄双方突合調詰之上多分之銀子

滞相成然ル処一度取立ニ相成ル而ハ過急之調立難出来
且ハ鉄藏家名相続ニモ相障ル而ハ迷惑之旨ニ而武右衛
門孫右衛門取扱立入素々間柄之義を合格別之勘弁ヲ以
銀六百貫目相定当銀弐百貫目請取百貫目ハ日限を定取
引可致間此分手形相改跡三百貫目ハ証文ニ改則手形并
証文写奥ニ奉入御高覧ル右之通書付取之私差支之節迄
猶豫いたし呉ルハ、急度可相渡と及詫談ルニ付間柄之
好ミを以多分之銀子用捨致遣右ニ而双方対談行届ルニ
付其段届置ル儀ニ御座ル然ル処其後手形日限ニモ相渡
不申又三百貫目之分も武右衛門孫右衛門義ハ前段之通
り取扱ニ立入始終行届相濟ル儀を後々ニ至り取扱中之
申ルニ者相違任相手之ものハ取扱中名当之証文ニ為
認右三百貫目証文ニ武右衛門孫右衛門ハ私ハ約定之証
札差添相渡申ル儀ニ御座ル然ル処前書之通手形銀証文
銀共相渡不申ルニ付取扱兩人ハ相手鉄藏へ催促仕呉ル
とも銀子不融通ニ付申立埒明不申取扱人共迷惑之趣申
之直ニ催促仕呉ル様申之ルニ付私ハ亡鉄藏東三郎幾右

衛門等へ数度及催促ル得共只銀子不調立と而已鉄藏申
之只当座逃ニ断ニ而際限無御座甚難渋仕当時私居屋敷
迄も借財方流質ニ相成ル程之身分ニ付前段手形銀ハ勿
論証文銀之方逆も私手元差支之節ハ融通致可遣ル約定
ニ付精々及駈合ル得共前同様而已申居難渋仕是全相手
之者共馴合右銀子隋弱可仕義と奉存ル依之右相手村方
へ出訴之義相届ル得共埒明不申最早何共可仕様無之ニ
付乍恐此段奉願上ル何卒相手之もの一統御召被成下前
文之始終御吟味被成下滞銀早々為相濟ル様被仰付被下
ルハ、難有仕合奉存ル以上

喜多院家々来

辰六月十五日

馬場八郎

差添人

尾崎 駐

御奉行様

右之通願文を以南都御奉行所池田播磨守様御役所へ
被願上ルニ付取扱之廉を以美並武右衛門馬場孫右衛

門被召出^ハニ付同七月廿日罷出返答書左之通

一喜多院家内尾崎駐^ル馬場八郎相手東三郎間柄之者段々

不如意活却いたし当院へ被召抱然^ル処身上之成行を語

歎息いたし居^ハニ付段々次第相尋^ハハ成行書急束訳立

同様被仰付被下度添書老通 但日限辰六月十五日

一辰六月廿三日相手武右衛門身分御尋断書

老通

口上之覚

一私儀身分成行之義御尋ニ付左ニ奉申上^ハ素々撰州嶋下

郡味舌下村住居仕^ハハ処追々不如意相成無抛村役人共へ

私分人別不残送り出之儀引合済之上天保九戌年九月大

坂嶋町式丁目引越住居仕其後丑年八月大坂生国神社境

内大藏大和守方へ同居仕勝手ニ付同年十二月当地へ罷

越当院室へ御奉公ニ罷出則私人別帳家江御引上ケ相成

勤仕罷在^ハハ義ニ御座^ハハ御尋ニ付此段奉申上^ハ以上

辰六月廿六日

一辰年七月五日朝同日五ツ時ニ可罷出と之大坂表々御差

紙邑方至来不取敢東三郎代人平治幾右衛門代人文六付

添孫三郎罷出^ハハ此度南都御役所々右之者共御調之義

有^ハハニ付明六日四ツ時ニ可罷出^ハハ旨被仰付^ハハ何分私

共代人之義ニ付何歎不心得御座^ハハ間一先婦邑任本人申

聞度^ハハ間御日延奉願上^ハハ得共御聞濟無之尤孫右衛門同

断御召出^ハハ得共同人義当時地頭所役人之義断申^ハハ

一七月六日平治病氣取合代四郎兵衛遣何分遠路之処故夕

□々刀屋弁太郎着

一同七日乍延引罷出其段相断本人病氣ニ付御日延奉願^ハハ

御掛与力

中条甚之助様

右同断同心

鳥山定右衛門様

御奉行 池田播磨守様

乍恐御断奉申上^ハハ

一大坂御役所様々私共被召出 御用之儀ニ付当御番所様

へ罷出の様被 仰渡則當 御奉行様江之御状老通御渡
被遊の付奉差上の尤東三郎代平治義途中足痛仕歩行
難出来の付無抛代り四郎兵衛罷出の付乍恐此段御
断奉申上の尤昨日罷出可申処腹痛之もの有の付今
日罷出申此段 御赦免奉願上の右御聞濟被成下のハ
、難有存の已上

天保十五年

七月七日

東三郎

病氣ニ付

代 四郎兵衛

幾右衛門

病氣ニ付

代 文六

年寄

孫三郎

乍恐御猶豫奉願上の

一今般御用之義ニ付被召出の処喜多院家家来馬場八郎
私共相手取奉願上の趣被仰渡奉畏の然ル処本人共罷出
可申処病氣ニ付相臥歩行等出来不申の付無抛代人罷
出の儀ニ而代人共者始末不弁の付御答申上の義難出
来奉恐入の東三郎義者若年ニ付諸事不行届有の付へ共
得与取調の上東三郎召連御答申上度奉存の付一先
帰国御赦免奉願上の尤来ル廿一日迄無相違召連罷出可
申の間右之趣御聞届被成下のハ、難有奉存の以上

天保十五年

七月八日

織田丹後守領分

撰州嶋下郡味舌下村

東三郎

病氣ニ付

代 四郎兵衛

幾右衛門

病氣ニ付

代 文六

御番所様

年寄

孫三郎

御番所様

一 七月八日夜馬場孫様を呼来参りて処芝村太田甚吾様を

右一件ニ付六月中頃已前取扱人実並武右衛門様御召出

相成て共是又病氣ニ付代人差出て同廿一日迄日延ニ

相成御座て間何時召出相成ても難斗て間早々一統出和

可仕旨書状着

一 同九日西善判助入来相頼談合て

一 同十日從暁天馬場性西善判助同伴出和三坪村迄出向御

代人從山上帰来廿一日迄御日延相成直様芝村へ行て旨

にて十六七日迄出和いたし旨太田を伝聞て間帰村仕

て

一 同十六日暁天を右之人々同伴出和郡山俵本屋泊り

一 同十七日実並性宅ニ寄芝村着

千賀様太田挨拶行夜美並入来談合

一 同十八日種々内談

一 同十九日右同断夕に太田様西善馬場孫判助同道宿

半田横丁大和屋久兵衛

一 同廿日美並武右衛門様供三人共来て以前取扱之簾を以

実並武右衛門

馬場孫右衛門

差添人

太田甚吾

右御役所へ罷出て処八郎頼出て義ニ付万端始末御尋相

成左ニ以書付奉申上て

一 東三郎幾右衛門を返答書左之通

乍恐書附を以奉申上て

一 喜多院様御家来馬場八郎を古鉄藏差入置て証文并印紙

三通を以私共相手取御訴詔奉申上て始末御尋ニ付乍恐

左ニ奉申上て

此儀八郎を東三郎相手取鉄藏家名相続人と被申立て得

共兼而八郎心得居の通鉄藏儀ハ養方丈名跡相統人ニ而
尚家徳等相分御座の去秋鉄藏死失後ハ一子藩之助相統
仕居の私儀ハ実父東三郎家名相統仕居の右之訳柄ニ而
私義鉄藏相統人ニ而ハ無御座の乍恐此段奉申上の乍去
此度被願出の儀ハ其頃東三郎幼年ニ御座の得共乍蔭親
類共及承知居の故右藩之助甚幼年ニ付東三郎方同居仕
の義ニ付乍若年東三郎ヲ奉申上の右出入発端ハ双方先
祖仕分の田畑作徳米滞在之趣ニ而取調相渡呉の様去ル
天保六未年御地頭所へ被願上の処年久敷事ニ而容易ニ
取調不行届其頃八郎借財多分ニ而取凌為手数不抱相応
之銀子融通いたし可遣旨取扱人美並武右衛門馬場孫右
衛門の鉄藏へ申諭被呉の得共八郎儀若年身持不宜故早
速納得も難仕対談不行届取扱相断の由其後如何之訳相
成の哉双方直應對を以銀子六百貫目相立内式百貫目ハ
当銀相渡尚又五拾貫目宛式ケ年ニ相渡筈之証文式通差
入残三百貫目ハ最初取扱之廉を以兩人宛之証文認為利
銀年々銀六百目宛相渡の元銀之義ハ置居と申談の由然

ル処其後翌申年五拾貫目朔日ニ至のニ付相渡の様催促
有のの得共八郎義御高五拾石余所持仕の処へ式百貫目
之銀子請取のハ、急度百性相統之見通可相付与存の処
右式百貫目請取の存外家事向不取締ニ而身持不宜驕
奢と募家業之義ハ差置大坂ニ而風聞不宜もの共之申進
の見通しも不貫商売向ニ過分之利徳有之杯と申事取乘
先祖の譲り受の田畑家屋敷迄も□ケケ年質入又ハ売払
金銀匱乏ニ散財いたし而百性相統可仕躰不相見の故
親類の種々異見申聞の得共頓着不仕何分約束之銀子相
渡呉の様強而申聞の故此段委細御地頭所へ相伺の処八
郎被呼寄内々御利解ニハ不取の之義共御異見被申聞
右躰家督ニも相離の上ハ心底相改鉄藏方へ同居仕家業
世話等仕の而弥改心相違無のハ鉄藏へ申付銀子為相
渡可申の得共無左のハ、先祖の子孫相統之手当ニ仕分
呉の田畑金銀之義故俸福三郎成長之上家業再発之手当
ニ可為致の間三百貫目ハ勿論五拾貫目宛証文式通共取
引為致の義不相成の旨八郎并鉄藏へも被申付の右利解

屈伏仕婦村仕の後兎角氣随不相止上。一旦存付の商売相貫度由ニ而大坂表へ人別差送呉の様村役人并鉄藏へも申述の処左のハ、右三通之証文ハ八郎手儘ニ不相成旨御地頭所ニ而も被申聞の義ニ付俣福三郎相続手当銀ニ而有之の問右証文類村役人方へ預置可申旨申聞の処承知ハ仕の得共銀操差支ニ而先達而三通共外方へ質入仕置の問追而請戻し之上可差越旨約束仕置の而其段尚又御地頭所へ相断大坂嶋町式丁目へ人別差送申の跡同人母并俣兩人鉄藏の飯米小遣等差遣し養育仕置の処去亥年鉄藏相手取大坂

御奉行所へ五拾貫目之銀子相渡の様被願上の処元来本別之問柄殊ニ不取より者ニ付御糺之上願銀之義ハ無御頓着願書御戻しニ相成の故尚又鉄藏并東三郎兩人相手取合力願致遣しの依之已来右一件ニ付出入ケ間敷義申出間敷様濟証文差上の則夫々写奉入の高覧の其後喜多院様御家来筒井帯刀殿吹拳を以御同所様被召抱の由ニ而去々寅年々自分不身持之義ハ差置恐多重キ御称号を

以右鉄藏種々引合被致の得共前件奉申上の通之次第ニ付無高相成の八郎俣福三郎之儀ニ付成長之上心底見届相談手当ニ御座の問当時八郎へ者銀子難相渡の既ニ大坂表ニ而も前書之通被仰渡の義ニ付乍恐此段被為聞召分御憐愍を以此度之願相止メ已来迎も御訴詔不仕様被為 仰渡被成下の様奉願上の

織田丹後守殿

天保十五辰年

摂州嶋下郡味舌下村

七月

東三郎

幾右衛門

病氣ニ付代

平治

年寄

孫三郎

御番所様

口上寛

一喜多院家御家来馬場八郎ノ丹後守領分嶋下郡味舌下村東三郎幾右衛門并拙者相手取作徳米滯出入濟口銀不相渡ノニ付 御役所訴出ノ故被召出始末御尋ニ付左ニ申上ノ 右八郎儀元丹後守領分摂州味舌下村百姓ニ而同村住居中八郎ノ三代以前兵助与申者古鉄藏先祖ノ為分家致ノ砌ノ之田畑作徳米入組有之滯ニ相成ノ由ニ而本家鉄藏相手取尤天保六未年丹後守役場ニ訴出ノ節拙者村役相勤居村馬場孫右衛門義者同壮家元親類之義ニ付旁以兩人江取扱被申付双方取調ノ処数十年来之儀ニ而出入勘定向キ取調難出来併本別之間柄其頃八郎儀借財高百五拾貫目斗も御座ノ而取凌難出来由ニ付相成ノ銀子融通いたし遣シノ者借財取片付相続出来可申与双方申諭ノ得共双方共手堅不承知申立ノニ付仕方無御座無擧取暖之儀相断ノ後重役ノ種々利解被申付直心对を以銀高六百貫目ニ定内式百貫目当座相渡五拾貫目宛式ケ年可相渡印紙相渡殘三百貫目者元銀置居為利足老年ニ

摂州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究 (二)

銀六百目宛可相渡管之証文ニ認元取扱之籙を以右証文之儀置居薄利之沢茂有之故旁私共兩人宛差入度旨鉄藏ノ頼談仕ノニ付八郎へも申聞ノ処承知仕依之鉄藏ノ私共宛ニ而差越添証札相添八郎へ相渡置ノ儀御座ノ其後五拾貫目朔月ニ至ノ節八郎ノ催促致ノ得共鉄藏不相渡ニ付拙者共へ向早々相渡ノ様申諭可吳旨申出ノ故其段鉄藏へ懸合ノ処同人申述ノニ者元来八郎家事向不取締身持不宜殊昨年式百貫目相渡ノ後別而驕奢ニ相募リ金銀鹿抹ニ散財いたしノ儀ニ付右之業躰ニ而者先祖相続無覚束ノ間銀子相渡ノ迎無益散財致ノ儀歎ケ敷ノ仍而右銀子者八郎子孫相続為致ノ基銀御座ノ間今以相渡ノ義者堅相断ノ趣尤ニ存八郎江不取締之事共逸々申諭異見仕ノ得とも不相用改心仕ノ躰不相見弥以家業之儀差置多分大坂表へ罷出風聞不宜もの者共ノ申進ノ事共取乘刺田畑家屋敷等右等之基入質入又者壳払ノ様承ノ故村役人并拙者共ノも異見申聞ノ得共一円頓着不仕子孫相続之義者差置只前約之銀子請取ノ者申分無之抔ト身

勝手之事共斗申述_レニ付_レ迎茂拙者申聞_レ後不行届尤取
 暖_レ趣意者本別共子孫迄安心相続出来_レ様仕遣度_レ様
 奉存_レ而八郎右之次第委細ニ鉄藏并親類申儘重役方へ
 申出_レニ付双方被呼寄_レ之上八郎へ種々_レ解被申聞既
 家督も相離行所も無之上者心底相改鉄藏方へ同居仕弥
 改心相違無_レ之者鉄藏申聞銀子取引可_レ為致_レ得とも無
 其儀唯今迄之仕業ニ而者如何程之金子為相渡_レ迎百姓
 相続可_レ仕遂躰無_レ之_レ間三百貫目者勿論五拾貫目宛式通
 之証文共元来先祖_レ子孫相続之手当ニ仕分置_レ由田畑
 金銀之儀ニ付猥散財致_レて為相渡かたく忝共成長之上
 心底見届家業再興之手当ニ可_レ為致旨八郎鉄藏兩人江被
 申付承伏者仕_レ得共八郎者兎角随不相止其上一旦存
_レ商内向相貫度由ニ而大坂表出稼仕度人別差送呉_レ様
 村役人江申出_レニ付重役共江申出_レ処右体之八郎事故
 任望_レも可然歟被承置_レ節前書三通之証文者村役人共
 江預_レり置_レ様被申_レ其段八郎江村役人_レ引合_レ処其頃
 銀子差支外方三通共質物ニ差入置_レ間早々_レ請出_レ上差

戻可申約定仕置_レ而大坂嶋町式丁目江人別差送り申_レ
 跡名前之儀者伴福三郎へ被申付_レ其後大坂 御奉行所
 五拾貫目之証文を以訴詔仕_レ処本別之間柄殊八郎不取
 締之者ニ付無御煩着願書御戻_レニ相成_レ由ニ而尚又合
 力願仕_レ而銀六貫目合力仕遣_レ由ニ御座_レ夫_レ所々漂
 泊仕居_レ処喜多院家御家米筒并帶刀_レ拙者共江向八郎
 本別和熟穩濟之取斗銀子取引仕呉_レ様度々_レ引合有_レ之_レ
 得共不輕 御先柄之儀容易ニ取斗難仕相断申_レ依之此
 度当 御役所御訴詔仕_レ儀奉恐入_レ右之次第ニ付何卒
 此上八郎心底相改数多之荷担人相離 御先柄之儀恐入
 申_レ得共品克御暇頂戴仕帰村之上本別之差別相立百姓
 相続仕_レ様相成_レハ、鉄藏跡者如何躰も申論証文之廉
 相立_レ様取扱可_レ仕_レ得共無其儀_レ得者伴福三郎取立家
 名再興之手当銀御座_レ間當時八郎へ右銀子為相渡_レ儀
 者取扱難仕_レ
 右御尋ニ付申上_レ以上

天保十五年

八月朔日

馬場孫右衛門

実並武右衛門

差添人

太田甚吾

御奉行所

口上覚

一織田丹後守様御領分摂州嶋下郡味舌下村東三郎幾右衛門
門同家来馬場孫右衛門美並武右衛門右四人相手取当六月
十五日奉願上_レ然ル処相手之者御召之上御調被成下
_レ処相手之者_レ返答書奉差上_レニ付其口々御尋ニ付左
ニ奉申上_レ

一東三郎相手取奉願上_レ処同人義亡鉄藏跡相続人ニ而ハ
無之此儀ハ私共も相心得居_レ様申立_レ

此儀先年私々作徳米滞及出入_レ節鉄藏義本家名前諸事
引請応対仕右証文ニ相改_レ後右鉄藏名前迄同家弟東三

摂州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究 (二)

郎跡名前ニ相成本家在来之家督田畑并諸方借付銀数口
又ハ建家不殘家財有姿之儘東三郎へ譲り請相続仕_レニ
付右跡相手取申_レ聊筋違之儀ニ而ハ無御座_レ
但鉄藏繁之助と申もの家名相続と申立_レ

此儀ハ東三郎若輩ニ付鉄藏始末引請_レ義ニ御座_レ得共
自分実子出来_レ迎鉄藏跡相続人繁之助抔と申条一口二
舌と申訳ニ而ハ無御座哉鉄藏儀ハ丈方へ養子抔と申_レ
此義ハ同家ニ而家之棟分_レ義ニ而も無之畢竟表向ハ卯
助跡相続人抔と申居_レも同家同人之取斗ニ御座_レ此義
を申立_レ得ハ東三郎幼少ニ付鉄藏_レ之始末又ハ鉄藏跡
之繁之助相手取_レ得ハ東三郎引請始末可仕答只今ニ至
相続人違抔と申条相分不申分家_レ可請取勘定銀子ニ而
ハ無之_レ先祖々田畑仕分等有之右之田畑を分家之者_レ
可請取答無之本家相続人_レ可請取答ニ御座_レ然ルニ鉄
藏ハ卯助跡相続人共跡倅繁之助ニ御座_レ得ハ繁之助_レ
可請取答と申儀ハ何故鉄藏始末引請鉄藏ニ而証文差入
置_レ哉田畑ハ名前違えもの始末可仕訳無之譲り請之田

畑ハ誰カ支配仕居ハ哉不分明之申上方ニ御座ハ

一 右出入発端双方先祖ノ仕分呉ハ田畑作徳米滞在之趣ニ

而取調相渡呉ハ様申出しハ処地頭方ニ而も年久敷事故

地頭所江之願ニ不抱相応之融通可致遣旨ニ而取扱立入

ハ与申立ハ此儀ハ鉄藏方帳面并村方名前帳地頭方ニお

ゐテ双方立会之上差引勘定仕慥ニ銀高相分ハ付其欠

数双方ノ申出ハ処其中通を以可為相済旨被仰渡ハ依之

最初武右衛門取扱ニ立入右取調証文ニ相改ハ頃孫右衛

門又ハ立入兩人取扱ハ事ニ御座ハ右出入種々行違有之

ハ付後日ニ至リ彼是為中間敷ト申武右衛門孫右衛門

差図を以証文面ニ作徳米滞出入ニ相成ハト申義相認置

ハ儀ト御座ハ

一 濟方銀六百貫目之中式百貫目当座ニ請取私手元ニ而散

財致ハ杯ト申立ハ

此儀ハ甚敷偽リニ御座ハ私多分之借財有之右濟方とし

テ其節村役相勤居ハ孫右衛門ハ鉄藏ノ銀式百貫目為相

渡其中銀式拾貫目私ハ入手致余ハ孫右衛門ハ為任置借

財濟方致呉ハ様存ハ私散財仕ハ義無之孫右衛門借財方

引請ハ儀ハ村役人勿論右ニ携ハ者共慥ニ承分仕ハ尚又

私借財滞右銀子ニ而相滞呉ハハ差引過不足等も相分

リ可申答之処只今ニ至リ私共散財致ハ杯ト申右躰之返

答仕間敷処不当之申上方銘々取斗を以配当致ハ銀子行

衛難相知様申立ハハ自然此銀子何方ハ埋置も難斗尚又

武右衛門義も此儀承知乍致返答申上ハハ東三郎ニ同意

之義ニ御座ハ哉何分歎ケ敷奉存ハ右村役人庄屋と御糺

之義奉願上ハ

一 私所持之田地等売払金銀匱抹ニ致シハ杯ト申立ハ

此儀私自儘ニ売払金子手ニ取ハ義無之私借財濟方銀不

足ニ付村役人申儘ニ為任置右孫右衛門取斗を以同人手

続ニ而売払代銀ニ而濟方致呉ハ得共決算差引勘定過不

足ヲ又々私ハ為相見不申ハ得共同人義ハ素々家元之親

類殊ニ役柄之もの故不埒之取斗ハ有之間敷ト存居ハ処

右躰不筋之返答申上ハハ段全取巧ミハハ相違無之奉申上

ハ通決算過不足迄為相見不申程之義ニ御座ハ得共取扱

人ハ正路之ものと存居ハ処以外之事ニ御座ハ前条之銀子成行同様之振合ニ御座ハ間何卒御糺之義奉願上ハ一私家督離ハ上ハ鉄藏方へ同家ニ相成改心致ハ得者銀子相渡可申左も無之ハ而ハ子孫相統之手当ニ仕分呉ハ田地金銀之義ニ付悴福三郎成長之上家業再興之手当扱と申立ハ

此儀ハ実以不筋之申条ニ御座ハ福三郎義ハ私悴とハ乍申私名跡之ものニ而ハ無之母慶雲別段実父七兵衛ハ仕分之家督証文并印形又ハ東三郎不行届有之詫書類并有金銀諸色地所等迄所持之ものニ御座ハ処亡鉄藏当時東三郎方へ押領いたし漸其日凌ハ程之飯米を送リ右家督相渡し不申ニ付母慶雲敵敷催促ハ得共埒明不申去ル天保五年地頭所へ願出ハ処可相渡筋ニ相成ハ趣ニ而其儘願浮置ニ而只今ニ地頭方ニ引上ケ罷在ハ右慶雲極老年と申病氣之処居所甚龕宅ニ而是迄納屋ニ遣居ハ小家へ入置ハニ付寒氣難凌去卯十二月下旬福三郎召連私親類方へ逃参リ只今中浜村源吾と申もの借請ハ座敷へ

同居仕則源吾之賄ニ而育請ハ此義人を以東三郎へ飯米送り方引合ハ共相渡不申段々理詰致ハ処右七兵衛ハ譲リ受之高物類東三郎方へ相渡しハ得ハ養置世話可致左も無之ハ勝手ニ可致扱と家督押領乍致聊之義迄も不埒之取斗ニ御座ハ此義私相携ハ筋ニハ無御座ハ得共福三郎を私跡名前扱と申ハニ付筋違之段申上ハ本家之間柄ニ御座ハ得ハ分家大借ニ而難立行又ハ相統も難出来と存ハ得ハ急度厚世話いたし可呉筈之処無其儀依之無抛地頭所出訴仕ハ儀ニ御座ハ是以本家ハ世話又助成請ハ義ニ而ハ無之私仕分之分本家へ押領仕ハ滞高ニ御座ハ其上私方及絶家ニハ迎本家ハ高見ハ見物と申訳ニ而御座ハ此儀深切ニ御座ハ哉尚又只今ニ至リ私悴福三郎取立手当と申ハ証文ニ左様之文言ハ無之前後亡却偽リ之申上方ニ御座ハ是以可及隋弱謀言ニ御座ハ一四百貫目之証書類私義居村立退ハ節大切之証文ニ付村役人へ預ケ置可申引合有之趣申此義八郎承知之処証文質入ニ相成有之ニ付其儘差置ハ扱申立ハ

此儀一円相分不申ハ私義居村相離ハ程之仕合質入証文請出し村役人へ預ケ可置道理無之是以不分明之申方私証文質入之義ハ元来私ハ相頼差入ハ義ニ而ハ無之相手方ハ手段を以私へ不融通ニハ、右証文ニ而銀操致可遣旨相勸メハ付無何心仲人半兵衛世話ニ而大坂高麗橋三丁目長浜屋佐七へ老通同国嶋下郡江口村栄次郎へ老通同国吹田村万屋弥兵衛へ老通右三人へ三口ニ分ケ引当ニ差入ハ心得之処其節ハ未タ質株相立無株之もの質等手元へ預リハ義御法度之処同人江引当ニ而ハ不承知と申之質物可預申ニ付任其意置ハ其後右三人共銀子不廻リニ付外方へ又質ニ差入ハ由申之其節私質出し仕度銀主相頼取出し参リハ其三通共一手ニ相成一口も相渡し不申段々引合ハ其全相手東三郎右三人と兼而為申合置内実ハ東三郎方へ取込置ハ質ニ付元利相立ハ其故障を付相渡し不申無抛三通とも受戻し度申ハ得共東三郎ハ被相頼居ハ同領上村庄屋判助と申もの立入彼是將明不依之下ニ而難行届奉存ハ故夫々御支配へ御届

之上同領坪井村三右衛門と申ものハ東三郎へ取置ハ質物之名前人ニ付同村へ及引合元利相立ハ間質品相渡ハ様村役人へ及引合ハ東三郎手代ハ吹田村四郎兵衛右東三郎代人と申判并同村庄屋清右衛門差添旅宿ハ罷越質物元利皆済之義ハ勿論去卯年三月迄之元利積立元銀ニ致し過分之利足を相加ハハ得ハ可相渡不承知ニハ、難渡旨申之過分之貪利足ニハ得共不得止事申儘相渡し質品取戻シハ義右躰外之品物ニ御座ハ得ハ何方へ成共売払可申答証文類ハ他之手ニ有之ハ不益之品ニ御座ハ其東三郎四百貫目ニ引替ハ事故手段仕ハ奉存ハ右様謀斗相構置自然と私し及難渋ハ様取扱ハ彼是引合中も障入雜費等為相懸ハ儀素亡鉄蔵東三郎共右証文を小銀ニ而三通共大集取心組を以前条三人之ものハ相頼ハ義と漸当二月坪井村へ引張ハ節右始末相分リハ左ハハ私へ銀操相勸メハものも同意ニ御座ハ全相手東三郎巧ニ相違無御座ハ

一五拾貫目証文を以大坂 御奉行所へ出訴仕ハ其右本別

之間柄ニ付無御頓着願書御差戻シニ相成ハ故尚又合力願致六貫目請取右一件ニ付出入ケ間敷儀申間敷濟口差上ハ趣申立ハ

此儀本分之間柄ニ有之ハ得ハ貸借出入ハ御取上無之ものとハ存不分明之申方ニ御座ハ私方へ被仰聞ハ儀ハ兄弟之間柄ニ而も貸ハ貸借ハ借と御取上ケ無之ニハ無御座ハへハ本分之間柄殊ニ濟口銀と有之ハ得者先方可捨置筈ハ無之下ニ而篤と対談可仕其上ニも不相濟ハ、可申上との御事ニ而願御下ケニ相成私儀も右ニ而ハ當時を凌兼ハ趣相歎ハ処其儀ニハ、証文ハ大切ニ致置追而可及引合當時合力願致ハ、厚合力可仕様被仰聞ハニ付別段合力願仕ハ義ニ御座ハ然ル処相手方ハ竹中大学殿家来井内左門と申仁取扱ニ立入銀子百貫目可相渡間右ニ而願下ケ致異ハ様申之当銀拾貫目受取残りハ願相下ケハ上可相渡旨申之表向ハ相手方ハ任相頼ニ銀六貫目受取振合ニ仕願下ケハ処相手方ハ其段恐多キ其筋へ□入いたし種々取扱筋ニ為事寄私願相妨井内

撰州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究 (一)

左門取扱筋相立不申引合中多分之入用為費自然と私ハ鉄藏東三郎へ相詫ハ様取斗申威シハ得共頓着不仕押無理詰致ハへ者相手方金銀を以取巧ハ手段ニ落入ハ様承知仕ハニ付乍残念申儘ニ致シ全相手方巧ミ之手段とハ乍存虎口を遁ハ心地ニ而相退ハ其後跡部山城守様大坂御在勤中右一件御吟味有之鉄藏荷担之者共多人数夫、御咎を奉受此義ハ恐入ハ事故私ハ口、難申上相手御糺ニ相成ハ得者可申上と奉存ハ相手方ハ跡形も無之事共申□リ証文銀可及隋弱杯と取巧不実之者共養請ニ可帰了簡毛頭無之且又御主人持之私義自儘ニ相成不申ハ右躰之者共御座ハ得ハ多分之銀子用捨致置ハ義只今ニ而ハ先祖へ対シ申分ケ無之心外ニ奉存ハ乍併四百貫目残銀ニ相成ハ得ハ右銀子連々ニ相渡ハ得ハ私先祖之家名急度再興仕度奉申ニ付奉願上ハ

前文奉申上ハ通種々巧事有之ハへハ亡鉄藏東三郎方ハ富貴之者ニ而金銀を以手先之者を自由ニ召仕下方ニ而ハ遠斗を構奉对上ハ而ハ謀言を以申□慥成右帳面類并

先祖より仕分之書類等も申口し唯私を落し入の事而已取
持私追々難渋ニ相成の儘相尋呉の者も無の様成行難渋
至極仕の右へ取暖人義右様之筋有之ハ其儀ニ不抱急度

取立相渡し可申管之処東三郎申条ニ荷担致返答書ニ茂

八郎江ハ銀子を為相渡の儀ハ取扱難仕抔と申銘々当時

之身分役柄をも不弁私用とハ乍申不儀不法之申条何共

不得其意不分明之申上方と奉存の且又此度奉願上のニ

付而も東三郎義右四百貫目之銀子公事中之入用ニ不残

相費の共八郎へハ相渡し不申と同村へ引合ニ遣しの者

へ悪口致の程之義と御座の何卒右始末御糺之上御利解

被仰付右銀子早々相渡しの様被 仰付被下いのハ、難有

仕合奉存の以上

天保十五年

辰八月十四日

喜多院家家来

馬場八郎

差添人

尾崎 駐

右八郎より再返答書差上の以前取扱人馬場孫右衛門美並武
右衛門兩人へ取扱被仰付内済可致様相手方へ御座の処右
書付種々偽之事書印シ有之の故左ニ書付上ル

乍恐奉申上の

喜多院様御家来馬場八郎より私共相手取奉願上の一件始末

御尋被成下委細奉申上の処八郎方へ御尋ニ付同人委敷奉

言上の故私共勘弁御利解被仰付恐入難有奉存の然ニ八郎

より申上の訳様々偽り書□りの義共御座のニ付乍恐元来之

始末肝要之廉左ニ奉言上の御賢察之程奉願上の作徳米滞

及出入の節鉄藏本家名前人ニ而諸事引受居の処右証文ニ

改の後同居弟へ譲りの与申上の

此儀証文ニ改の後鉄藏本家名前退キの義ニ而ハ無御座の

出入以前亡父東三郎在世中より相分ケ御座の間去ル文政十

二丑年亡父死失後鉄藏私幼年ニ付八郎へ後見被申付其後

已年迄兩家共家事向世話仕呉の之鉄藏頃立とハ難申の

へ共八郎身持不宜の故後見被差免其後ハ兄鉄藏家事取扱

御奉行所

ニ付相手取滞出入仕ハ義ニ而八郎鉄藏一己之借貸出入ニ而ハ無御座先代ハ入組御座ハ事ニ付此度御願迎も鉄藏跡東三郎と相手取出願仕ハ義以之外之筋違之訳ニ御座ハ其訳と申ハ則鉄藏義ハ祖父勿助跡相統人鉄藏ニ而右死後同人実倅繁之助名跡人ニ御座ハ且又東三郎義ハ実父東三郎跡當時之東三郎名跡相統人ニ而鉄藏と當時東三郎とハ元來ハ別相統人之義ニ付右八郎ハ証札之違を以申上ハ訳ニ御座ハハ、筋違之申立ニ御座ハ是等之始末八郎義も能存ながら御上様ニ者御存無之ハ迎若年之東三郎と見侮り余り勝手儘之申方ニ御座ハ付以來ケ様不束之義共不申立ハ様被仰付置被下度此段奉願上ハ

八郎倅福三郎義倅とハ乍申八郎跡名前之者ニ者無御座母慶雲ハ実父七兵衛ハ前段仕分之家督御座ハ義私方ハ押領仕居ハ杯と申上ハ

此義八郎人別他へ送りハ上ハ福三郎義祖父兵助ハ嫡孫之承□之統ニ相成ハ故親共ハ相譲リハ田畑家財等倅へ相譲置ハ而可立退等ニ御座ハ処最初申上ハ通讓受ハ家督之分

花美之驕ニ致シ亡所漸右四百貫目之証文類而已残り御座ハを村方ニ而家名相統之倅へハ不相渡自分名宛之証文とハ乍申銘々働を以□ハ銀子ニ而も無御座全先代ハ残し置ハ物を他所へ持退自儘ニ散財仕度所存ニ而倅義ハ倅義ハ跡名前ニハ無御座杯申上ハ義と奉存ハ右躰親倅迄捨置他所ニ而一己ニ如何程之相統仕ハ迎も先代江之本意可相立哉猶何所ニ而も当人心得方不宜名前為退倅又ハ身寄之者へ相統為致家督者勿論当人宛名之証文類迄も跡相統之者支配仕ハ義世間通例之義ニ奉存ハ処八郎ニ限り大躰身勝手之義仕ハ答ニ御座ハ哉乍恐此段被為聞召訳八郎方御札之義奉願ハ八郎母慶雲江前代之七兵衛ハ別段仕分ケ之所御座ハ義去ル午年地頭所及訴詔御札ニ相成ハ節返答書仕夫々訳ケ杯委細申上ハ故慶雲御利解被仰渡無頓着趣双方へ被仰聞ハ義ニ御座ハ近頃私方ハ慶雲初撫育仕ハハ右之訳故ニ而ハ無御座老人子供村方へ捨置ハ故不便ニ存元來私方ハ縁付ハ慶雲義殊ニ本別之間福三郎成人迄之処月々米七斗五升と□七貫五百匁も相送り養育仕追而家名再

興為致度旁差送り義ニ付尋常ニ仕居ハ、為差支ハ義無之処毎々八郎親悴撫育之米錢を他へ持退ハ故慶雲飯米不足為致難洪為仕ハ事ニ御座ハ然ルニ去十二月廿五日慶雲義□ニ而出養生ニ大坂表へ罷出ハ趣申置相越ハ故快氣次第引取ハ様申聞ハ只今ニ而相察ハ得ハ今般詔詔ニ付而ハ村方ニ差置ハ而ハ応対何角之妨ニ可相成歎ニ思心仕為立退ハ義と奉存ハ何連とも村方人別之者ニ付為引取ハ様可取斗ハ右躰之手工ミ仕ハニ付而ハ老人子供迄難洪為致ハ心底実々人倫亡却仕一向一己之栄花而已心懸ケハ儀ニ歎ケ敷奉存ハ

本分之間柄ニ御座ハ得ハ分家之及大借ハ、急度世話可仕筈之処無其儀申上ハ此義八郎親兵助迄ハ私共先代々仕向遣シハ徳分ニも連綿と相続仕来ハハ八郎ニ至若年々花美を好ミ伝来之家督鹿抹ニ相心得家業厭大坂表へ杯ニ而暫時ニ過分之銀子手ニ取ハ事ヲ羨敷存種々目論見事ニ取乘損銀失費等ニ而借財相嵩ミハ得共亡父東三郎へ歎キハ故遣ハ義致度御座ハ亡

父死失後鉄蔵私幼年ニ付後見被申付ハニ付而ハ借財ニ取□自然不束之義御座ハ而ハ不相濟ハ故親類共申談八郎借財取片付遣シハ義夫々戻リ証文書付御座ハ事故亡却ハ仕間敷奉存ハ依之実底ニ取凌ハ、無滞相続可仕宛鬼角氣随不相止ハニ付親類共々地頭所へ歎出ハ故八郎被呼寄急度節檢相用ハ様被申付猶も親類共へ此上異見相加へ不用ハ、取斗方可被下旨被申付ハニ付種々申論別紙写奉入御覽ハ通改心一札取之地頭表へ詫願仕遣ハ義ニ御座ハ右躰度々撫育仕遣シハハ私共幼年ニ而後見中ニ作徳米勘定之儀取工ミ帳面等勝手ニ致帳面等悪敷分ハ取隠シハ哉持不申後見中被差遣ハ翌年右一件及詔詔其頃鉄蔵若年ニ而右等之義耽与不相弁立会勘定之節八郎ニ被申伏ハ而鹿忍ニ過分之銀高申出ハ義と近頃再々後悔仕居ハ右躰度々助成仕遣シハ義を乍存分家絶家ニおよビハ義を見物ハ杯と申上ハ者不埒之過言と奉存ハ殊ニ本家ハ世話又ハ助情請ハニ無御座仕分之内押領之分と申上ハハ自分氣随不相止恐多も雜言ヲ申上ハ義と奉存ハ且福三郎手当と申義証文

ニ文言ニ無之ハ故自分の方へ請取ハ銀子と申儀父子之間柄も亡却仕ハ申上方其頃八郎相統仕ハ故八郎宛ニ仕御座ハ如只今他江出居ハ、福三郎宛ニ可相成管之証文ニ御座ハ前文ニも申上ハ通是迄之義ハ世間通例之義ニ付重々身勝手之申上方乍恐御賢察之程奉願上ハ

八郎居村離ハ程之仕合質入之証文請戻し村方へ預ケ可置道理無御座杯と申上ハ

此儀質入之証文請戻し村方へ可預置無道理と申上ハ儀ハ其節之引合ニ御座ハ依之追而操合可差越管約定仕置ハ儀ハ相違無御座ハ猶質入先承り合ハ処八郎申上ハ三人之者共へ差入ハ義愷ニ承り置ハ後八郎約定之期月過ハ而も取引無之ニ付私親類共へ向右質銀片付呉ハ様歎越ハ付訳合も御座ハ証文旁以私共ハ其節迄之元利相渡し三通共坪井村三右衛門名前を以預り置ハ右証文縦令私ハ如何様ニ存ハ迎ハ八郎ハ望之義無之ハ、決而質物杯ニ差入ハ義有之間敷村取扱人ハ申上ハ通過分之銀高散財仕ハ上ニ急度改心仕堅箇ニ節檢相守リハ、相応ニ撫育可仕遣処

猶々氣随不相止ニ付□々之融通も不相調ハ様成行質入可仕品も尽果無抛右証文を以銀操心配仕由ニハへ共品柄之義質屋ニ而ハ預り不申兼而八郎懇意可仕ハ右三人之者へ相歎ハ故不便ニ存夫々江預ケ置銀子取替遣しハ由ニ御座ハ私方ハ手段を以大集取可申様之儀可相成義ニ御座ハ哉御糺被成下度段其後去ル寅年喜多院御家来尾崎主馬殿筒井帶刀殿私村方江被罷越八郎義御殿御家来人ニ相成ハ故八郎鉄藏和熟可仕様御威光を以被申聞ハへ共御先柄之義村方ニ逗留被致ハ義恐入ハ故大坂御奉行所江奉伺ハ御同所之案内も無之間村人共彼是応答仕ハ義ハ差扣ハ様被仰付ハニ付其段御断申上ハ猶又去知十二月末ハ当月ニ至リ筒井帶刀殿同左近殿并大坂表御用達之由ニ而福井清藏道祖本村近江屋弥兵衛と申者杯と八郎付添此度ハ御奉行所へ御届濟之由ニ而坪井村へ被相越三通之証文元銀ニ而可差戻旨御威光を以被申聞ハ得共數年捨置ハ利銀も多分之滞ニ相成ハ故段々御歎申上漸之事ニ而元利請取証文差戻し申ハ右銀子杯近江屋弥兵衛ハ出銀仕ハ而筒井父子

右清藏等八郎と馴合重御称号を以此度之訴詔取巧ミ種々
文面取□り御苦勞奉掛ハ義全前書荷担人共之仕業ニ相違
無御座ハ間御札之上宜奉願上ハ

大坂御奉行所へ奉願ハ節八郎方へ被仰聞ハハ兄弟之間
ニ而も借貸出入御取上ケ無之ニ而ハ無之ハ得共本別之間
殊ニ濟口銀と有之ハハ可捨置管ハ無之篤と対談致不相
濟ハハ、可申上との御事ニ而願下ケニ相成ハと申上ハ

此儀公所ニ而被仰聞ハ迄取繕偽之義共申上ハ段重々不埒
之義と奉存ハ濟口銀滞之趣を以奉願ハ故古鉄藏被召出御
札之節重來之手続申上右銀子相渡ハ而ハ本別共相統難取
続殊ニ八郎居村立退ハ始末委細申上ハハ八郎御札之上右
願御頓着無御座趣被仰渡ハ義ニ御座ハ下ニ而対談仕不相
濟ハハ、可申上様被仰付ハ義ニ御座ハハ、此度も大坂御
奉行所へ訴出ハ得共前条御達も御座ハ義故尚又急度濟方
可被仰付管之処無其儀当御番所様へ御苦勞奉掛ハ義則取
繕偽り申上ハ義と奉存ハ殊ニ右願八郎申上ハ通之御達ニ
ハハ精々対談仕再応も御願可申上管之処其儘捨置引続

キ合力銀之願可差出管も御座有間敷奉存ハ是等之義ニ而
重々偽り之義申上ハ段乍恐御札明被成下ハハ明白可仕
私共方々恐多も其御筋江御□入仕種々取扱ハ儀ニ事寄セ
八郎願妨ハと申上ハ

此儀偽も事ニ寄ハ過言と奉存ハ公所江奉願御札之明ニ被
成下ハ義を下方之者々道理ニ背ハ斗を以妨等可相成義ニ
御座ハ哉井内左門取扱ハ筋難仕ハ故及断ハ迄ニ御座ハ
自分申立ハ義相立不申迎私共々取工ミハ杯と申上ハ者不
埒之申上ハニ御座ハ尚又跡部様大坂御在勤中鉄藏荷担之
者御調御座ハ去ル天保六未年地頭所ニ而出入中之義翌申
年御調御座ハ事ニ而大坂御奉行所ニ而出入之義ハ先書夫
々写奉入御高覽通堀様徳山様御役中之義ニ御座ハ右様重
キ御役所様御歴代之義も亡却仕大不都合相違之義申上ハ
段急度御札之上明白之程乍恐奉願上ハ

右奉申上ハ通之不都合相違之事共数多御座ハハ全八郎義
荷担人共之申事ニ相泥ミ前後不揃ハ義御座ハ儀と奉存ハ
間當時対談を以相応之銀子相渡ハハ迎ハ八郎身付ニ相成不

申弥以家名断絶之基ニ可相成歟ニ付親類とも申談い得者
勘弁方之諸行届不申奉恐入い依之何卒御威光以三通之証
文福三郎宛仕替い歟八郎改心仕荷担人相離帰村之上節檢
相守相続方再発可仕心底ニ相成い歟両様之義被仰付不被
下い而者唯今八郎江対談仕い義者行届不申い此段被為
聞召分御憐愍を以八郎江厚御利解被成下い様乍恐奉願上
い右之趣御聞濟被成下いハ、一統難有仕合可奉存い以上

織田丹後守殿領分

天保十五辰年

撰州嶋下郡味舌下村

九月十八日

東三郎印

幾右衛門印

付添

御番所様

口上覚

一喜多院家家来馬場八郎より味舌下村東三郎幾右衛門相

撰州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究(一)

手取奉出願い一件今般改而私共江取扱被仰付承知奉畏
昨日ハ双方江及掛合い処右一件ニ付引取取調仕い半ニ
而者難相分儀ニ御座い而明廿九日より来月二日迄三日
間帰村仕度い奉存い間此段御断申上い尤右日数中者馬
場孫右衛門ハ精々引合仕い間此段御聞届被成下いハ、
難有奉存い已上

織田

辰九月廿八日

美並武右衛門

付添

太田甚六

御奉行所

口上覚

喜多院家御家家来馬場八郎ハ味舌下村東三郎幾右衛門相
手取奉願い一件今般私共へ取扱被仰付承知奉畏早速又
方江及掛合い処右一件ニ付美並武右衛門儀帰村取調不
申い而者難相分儀御座いニ付先月廿九日ハ当月二日迄

一六七(四〇九)

日数三日之間帰村之儀奉願い処御聞届被成下帰村取調
一昨三日早朝可罷出処折節私義懇咄種々加養仕内及
遅刻い故無抛昨日罷出い処右之仕合途中手間取刻限延
引ニ相成い段奉恐入い依之今日御断申上い尤武右衛門
義旅宿ニて保養仕居いへ共自然御用も御座いへ、乍恐
出仕可仕い間此段御届ケ申上い以上

織田丹後守領分

天保十五年

撰州嶋下郡味舌下村

十月五日

馬場孫右衛門

美並武右衛門

太田甚吾

御奉行所

願人ノ之願書

口上覚

一織田丹後守殿領分撰州嶋下郡味舌下村東三郎幾右衛門
同御家来美並武右衛門馬場孫右衛門右四人相手取当六

月十五日奉願上追々御調中之処相手取扱武右衛門孫右
衛門ノ対談済取扱仕度段奉願上依之先月廿七日私御召
出之上相手取扱人共ノ対談済取扱願出い間右対談可請
旨被仰付奉畏い然ル処同日武右衛門孫右衛門私方罷出
今日ノ此方共江取扱被仰付い間追々御引合可申出尤東
三郎へ得与利解申聞負教取詰いへ者可申出旨申之い其
後数度罷越いへ共慥成義も不申精々引合い処当銀三拾
貫目相渡式拾貫目ハ十ヶ年賦崩シ相渡又五拾貫目之分
ハ母慶雲江相附置可呉様申之一切筋立不申利詰仕いへ
共当銀百貫目并三百貫目之利足滞高六貫目都合百六貫
相渡可申与申来いへ共私右引合等ニ而入用相嵩其上他
借向多返済中場ニも行届不申申之処然者先年芝村役場
ニて取扱い廉を以右五拾貫目宛式通之分ハ年五朱之利
足銀を以此滞高五拾貫目都合百五拾六貫目為相済可申
旨申之相済呉い様相頼いへ共私多分ノ難返済方行届不
申ニ付何分當時三百七拾貫目相渡呉殘三拾貫目如何様
共可仕旨申之右出銀出情致呉い様後者一向沙汰も無御

座多分之日數ニも相成相手之者共者富貴之もの共故入用不相厭ハ私義ハ極難涉之上當時他借向々催促ニせまり入用等差支難涉弥増歎ケ敷奉存ハ右者當時対談振可申上様成行奉申上ハ何卒右相手之もの共入用費ハ儀故早々正路之対談いたし呉ハ様乍恐御利解被仰付被下ハ、難有奉存ハ以上

天保十五年

辰十月

馬場八郎

御奉行所

九月廿八日兩人江取扱被申付ハニ付差出しハ書附左之通

口上覚

一喜多院家御家来馬場八郎ハ味舌下村東三郎幾右衛門相手取奉願上ハ一件今般私共へ取扱被 仰付承知奉畏早速双方へ及掛合追々治り方之心底相尋精々取扱仕ハ処訴答共申口左ニ申上ハ

撰州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究 (二)

一願上銀高四百貫目 願人八郎方

内

三拾貫目

返済切月定証文ニ改

相延可申旨申居之ハ

三百七拾貫目

当銀請取度旨

申居ハ

右者八郎申口ニ而此上之勘弁無之様申居ハ

一金三百兩

相手東三郎方

但如斯当金相渡右ニて四百貫目之証書類

差戻呉ハ様申之ハへ共押而出精之勘弁申聞ハニ付当

時勘弁中ニ御座ハ

右者相手東三郎申口ニ御座ハ

右之通訴答共申立ハニ付私とも愚意之見込を以取扱仕ハ始末左ニ申上ハ

証文筋合之訳

一五拾貫目

巻通

一六九 (四一一)

但此証文ハ天保六未年八月丹後守於役所ニ作徳米入
込出入济口銀当銀相渡可申処訴答共应对之上翌申年
十二月晦日切相渡可申約定之証文ニ相成申ハ此渡方
相滞願上ニ相成ハ儀ニ御座ハ

一五拾貫目

壹通

但前同断济口銀ニ御座ハ是又应对之上天保八酉年
十二月晦日切可相渡証文ニ相成ハ渡方相滞願ニ相
成申ハ

一三百貫目

壹通

但前同断济口銀之内御座ハ共鉄藏ハ八郎へ頼談仕
置居ニ相成永々別銀与して年々六百匁ツ、毎年十一
月晦日切相渡可申約定仕ハ上右証文私共兩人宛ニ差
入申度段相願是又八郎も承知ニ付任其意私共宛ニ証
文請取已後ハ直対談可致答之添証文相添本紙諸共八
郎へ相渡置ハ儀ニて丹後守役場へも济証文ニ其訳相
認メ八郎連印を以济口差出ハ儀ニ御座ハ附リ此六百
目之利足年々相滞御座ハ

右之通筋合之約定証文ニ御座ハニ付私共取扱之廉を以
愚意之見込左ニ申上ハ
一願銀高四百貫目

此内訳

三百貫目

先年济口之節置居之約定

ニ付任其意ニ置居仕置ハ

但此利足六百目宛年々相滞去未年ハ当辰年迄十ヶ
年分都合六貫目当時八郎之母子へ相渡家名相続之
基銀ニ為致度愚意ニ御座ハ

五拾貫目

味舌下村八郎之母子三人

相続手当銀

但此義者八郎元祖兵助ハ代々之作徳米入込出入济
口銀之義ニ付八郎老人之銀子ニ而ハ無之全母子へ
も相抱リハ様奉存ハ八郎他所江罷越ハ上者母子共
行所も無御座ニ付村役人江申付右銀子を以居宅家
徳并家督ヲ相求絶家之再建相続之手当ニ為致度左
も無之ハ半ニ者母子共難渋ハ勿論之儀ニ御座ハ村

役人も一家断絶ニ仕ゆ義相歎き罷居ゆ義ニ付旁以

右手当銀ニ為致度愚意御座ゆ

五拾貫目 八郎渡

此渡し方

三拾貫目 当銀相渡

貳拾貫目 無利足十ヶ年割壹ヶ年ニ貳貫

目つゝ毎年十一月晦日切渡ゆ

右之通私共愚意之見込を以精々及掛合取扱ゆへ共訴答
屈情而已申居ゆニ付取扱も行届兼ゆ様奉存ゆ間乍恐双
方江御利解被成下ゆハ、此上幾重ニも掛合仕ゆ而取扱
行届ゆ様仕度奉存ゆ間此段御聞濟被成下ゆハ、難有奉
存ゆ以上

天保十五年

織田丹後守家来

十月十一日

馬場孫右衛門

美並武右衛門

差添

太田甚吾

御奉行所

右書付を以昼前ニ罷出ゆ処昼後至り御沙汰無之例式ニ
差扣申居ゆへ共余り延引ニ相成ゆ故中飯支度伺ゆ処暫
有テ旅宿へ引取ゆ様若御用ゆハ、呼出しゆ旨有之ニ付
八ツ半時頃旅宿へ引取申ゆ

同日東三郎御呼出しニ相成被申渡ゆ始末ハ当金三百兩
ト申義ハ何等之意味を以被申ゆ哉余り之事ニゆ

一同十三日ニ取扱人見込之書付宿屋大和屋久兵衛へ御
渡ニ付此通り之書附ヲ半切紙ニ認メ差出しゆ様被申付
ゆニ付其翌日取扱呼出しニ相成ゆニ付別紙願上発且
之扱方之始末委細ニ申上引取申ゆ

一同十五日道之助参ニ付相手方勘弁之処及掛合十八日
ニ御役所へ罷出始末相手方百貫目之口へ銀五拾貫勘弁
此渡方之儀ハ当時銀高相調かたくゆ間濟方取扱人之勘
弁を以相済ゆ様申居ゆ猶又八郎方右を以及掛合ニゆ処
願人四百貫目銀子請取□者手元差支難涉之趣申居ゆ
何分相手方ニ者四百貫目与申口者迎も行届不申何分三

百貫目之義者素々置居之廉を以願人承知無之而者逆も
行届不申居依之其段十八日 御役所江申出外左
ハ、相考置様被申付此方追而呼出迄者相見様
御座

口上書

同十九日東三郎呼出しニ相成ハ罷出外何れも同様勤
弁不申居而者何願埒明不申間百貫目之所者何れも
廉立様被申付左も無之彼是致居而者余事ニ而三百
貫目之方へ手之付様相成義も有間敷ハ間急々勤弁
可致旨被申付右一件ハ五十貫目証文を以大坂 御奉行

一喜多院家御家来馬場八郎味舌下村東三郎其外相手取
願上ハ一件ニ付美並武右衛門馬場孫右衛門兩人之差添
ニ太田甚吾罷出居外何人義差掛り主用出来右ニ付代
り差添人橋本一弥罷出間太田甚吾義者一先御暇奉願
上以上

天保十五年

織田丹後守家来

十月廿日

差添人

所へ先年八郎出訴ハ得共厚キ親類之廉を以無御頓着
ニ相成義ニ付勤弁行届不申段相断ハ共此義御聞入
無之押而御利解故此度親類之内道之助参居ハ間相統仕
御答申上度申上引取申

太田甚吾

代り差添人

橋本一弥

御奉行所

同日昼後道之助同道罷出外何人断御利解ニ付東三郎
身躰向も追々不如意ニ相成ハ段相歎外何れも対談行
届さハ致ハ者於役所申分無之早々相済様被仰付
十月廿日太田甚吾様外用出来ハニ付橋本一弥様交代御

口上覚

一喜多院家御家来馬場八郎味舌下村東三郎幾右衛門相

手取奉願上の一件私共江取扱被仰付承知仕奉畏精々取扱仕私共愚意の見込ミ訳并訴答之申口去ル十八日申上の処当時御勘考中ニ御座の得共猶も双方江引合仕罷在の然ル処老父義先達而より病氣之処此節追々差重り暫時難見難容躰ニ相成病人も面会仕度趣□りに申之ニ付過急之使差越殊ニ極老之上大病ニ御座のハ、何時之程も難斗様奉存の問見舞秀介抱仕度唯今日御暇奉願上の尤客躰柄ニ寄早速罷出の問此段御憐愍ヲ以御聞届被成下のハ、難有仕合奉存の以上

天保十五辰年

織田丹後守家来

美並武右衛門

差添

橋本一弥

御奉行所

同廿四日下村庄屋道之助帰国致し度段東三郎并附添甚三郎々書附を以相断の処来ル何日々何日迄何日之間帰

撰州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究 (二)

村致度段委く書認差出の様被申付の事

(天保六未年八月廿五日付の鉄藏の取扱人への『差入申証文之事』——銀三百貫目の本証文——、取扱人の八郎への『添証文之事』、『奉差上済証文』の写が記されてゐる)

右書付を以罷出の処当方も呼出し可申与有之折柄ニ付口上書有之ハ差出しの様被申のニ付右書付差出しの処此書付ニ先達而被申出の訳書委細ニ前辺江書載の様被申のニ付則左之通り書附差出し申の

口上覚

(十月十一日付の馬場孫右衛門、美並武右衛門の御奉行所へ『口上覚』と前半は同様なので省略し、後半より続けて掲げる)

右之通私共愚意の見込ヲ以精々及掛合ニ取贖仕のハ共訴答とも強情而已申張取扱も行届兼余り延引仕の儀恐入其段当月十一日奉申上猶も其後色々心尽引合仕のハ共埒明

一七三 (四一五)

不申_レ付私とも愚昧_レ了簡を以見込_ミ左之通り一願銀
高四百貫目

内

百貫目

但此義返濟之年月を定手形証文ニ付亡鉄藏存命ニ御
座_レハ、早々濟方可申管ニ御座_レ左_レハ、鉄藏跡之
者_レハ郎へ訳立可申管ニ御座_レ乍併前一件ニも申上
_レ通り先代より之作徳米之儀ニ付味舌下村ニ罷居_レ
八郎実母子江も此内ニて相訳遣し度存心ニ尤此一件
相濟_レ上者世話致遣_レ者も無御座_レへ者目前難渋可
仕氣之毒ニ存仍之右濟方銀之内ニて母子三人之行所
并細々ニ而も相統出来_レ様致し遣度愚意ニ御座_レ
三百貫目
但置居之証文ニ付是迄之滯為相渡已来八郎俸福三郎
名前ニ新証文ニ改相統基銀ニ致し遣し度愚意ニ御座
_レハ
右之通私とも愚意之見込を以双方へ引合_レ処左之通

一願人馬場八郎方江引合仕_レ始末前書ニも申上_レ濟仕之
廉を以三百貫目者置居ニ致是迄之滯為相渡_レ間五拾貫
目式通之証文之儀而已引合仕_レ処八郎左ニ申上_レ

一先年之濟狀之通者承知致居_レへ共五拾貫目式通之証文
限年月約定之通り銀子相渡不申_レ左_レハ、相手東三郎方
_レ濟狀之約定違変仕_レ故私とも手元差支_レニ付外方ニ
而高歩之銀子借り入元利相當當時大借と罷成_レ儀是全
鉄藏濟狀相背_レして私とも難渋致_レ間何れも三百貫
目之口も此度一時ニ濟方致_レ呉_レ様手強申募被居_レ右之
通双方とも手堅申募_レ罷居_レへ者猶も種々引合仕_レ得
共治方之勘弁附不申何分願方ニも置居之管之上百貫目
此度濟方致_レ様堅申相手方ニも勘弁出来不申様愚察仕
_レハニ付其段当月十八日口上を以奉申上_レ処御勘考之上
御沙汰被成下_レ様被 仰聞承知仕罷在_レ然_レ処其後訴
答とも精々掛_レ合仕_レへ共前書同様申募_レ唯々屈情而
已ニて一向治り方之場ニも至り不申度々引合仕_レへ共
詮も無御座_レ私共根氣も難統当惑仕罷在_レ既ニ前件引

合之内ニも取扱方双方ニ氣ニ入不申ハ哉私共へ隠し訴答とも密ニ引合之儀も御座ハ趣内ニ承り取扱蔑之致方何ニも本意不成与者奉存ハへ共何れの手ヲ可相濟義ニハハ、可然与奉存唯不知躰ニ差置罷在ハ此義も如何ニ相成ハ哉全隠シハ引合之儀ニ付否哉存不申ハ間双方共御礼之上ニ而明白可仕ハ右者全私共之取扱忌嫌ハ義与奉存ハ左ハハ如何程根氣を尽シ引合仕ハ共迎も行届不申哉ニ奉存ハ間今以取扱御断申上ハ儀奉恐入ハへ共右之次第ニ付御断奉申上ハ

一馬場八郎ハ私とも相手取奉出願ハ儀ハ全三百貫目証文之廉を以之儀与奉存ハ此義最初約定之通り置居之筈之証文にて御座ハ間是迄滞之利足為相渡ハハ、願方ニも申分無御座筈ニ御座ハ勿論右証文之儀者亡鉄藏ハ私共兩人宛ニ差入私共ハ八郎宛之添証文ニ本紙諸共八郎へ相渡置ハ尤証札文言後年ニ至ハハ、八郎ハ鉄藏ハ直々引合可仕筈之文面ニも書認遣シ置ハ間自今直引合ニ可仕様被仰付被成下度奉願上ハ其上何卒私共兩人之処御

暇被成下度奉願上ハ尤一件ニ付御用之儀も御座ハハ、何時ニ而も罷出可申ハ間右願之通御聞濟被成下ハ、難有奉存ハ以上

天保十五年

織田丹後守家来

十月廿九日

馬場孫右衛門

美並武右衛門

差添人

橋本一弥

御奉行様

右書付十月晦日持参ハ処是迄引合之内願人江百五拾六貫目相渡三百貫新証文ニ改ハ様扱人ハ引合有之則八郎ハ書付差出ハ間願人之申立ニ扱人之申方ト相違可有之訳有間敷ハ間是又如何之訳合ニハ哉与掛リハ御尋則八郎ハ差出しハ書付披見ハ処前文之通り百五十六貫目相渡させ三百貫目新証文ニ改させハ間可濟様之振ニ書取有之則尾崎主馬罷出ハ間引合ハ処訳合不存趣何れニも願人与扱与符合ハ様被申今日者帰リ翌朔日又々御役所

へ罷出の処八郎并付添尾崎被罷出溜りにて違論の得共相分不申夫は直様八郎旅宿へ参り引合のへ共相分り不申の故御互は今更両方とも書付仕直しの儀も難相成間両方とも存寄之書付差出し可申約定にて翌二日差出し書付左之通

別紙口上書

一喜多院家来馬場八郎は味舌下村東三郎其外并私共相手取奉願上の一件私とも取扱被仰付奉畏依之精々双方江掛ケ合の得共不行届ニ付其訳別紙ニ奉申上の然ニ右引合中共願人江五拾貫目式通之口拾ケ年分利足五拾貫目相添都合は百五拾貫目為相渡又三百貫目者新証文ニ為相渡可申右にて济口可致様申入の由願人は被申立の得共此義取扱へ私美並武右衛門兩人ニのへ者都而訴答とも引合兩人同道にて取扱罷在の内右武右衛門義病氣ニ付則私一人願人江引合ニ参りの儀一度有ののへ共其初も別紙申上之通り扱人愚意の見込者一件元地頭所におゐて济口銀之趣意も有之先三百貫目者当時滞利六貫

目丈ケ為相渡本銀置居又五拾貫目式通にて都合百貫目限月も有之旁以為相立の様仕度了簡ニ付右辺にて精々及取扱のへ共願方ニ者置居三百貫目も可取立心得ニ付所詮行届嫌のニ付扱中引合之始末銘々今般奉申上のニ付而へ前文百貫目之趣意為立可申間私は申合の願方趣意立与有ののへ、証文利足書類無之とも以来於地頭所济状通り利足迄取揃趣意可立与心取違任斯奉申上の哉与奉存の右者願方ニ者押斗り無跡形見越之儀は我儘身勝手奉申上の儀にて私儀者前書ニ奉申上の通り百貫目之趣意者為相立可申与申入のへ共其余利銀五拾貫目迄添為相渡可申扱与御願高外之儀申入の儀へ曾て無御座の間此段御賢察奉願上の以上

天保十五年

織田丹後守家来

十一月二日

馬場孫右衛門

差添

橋本一弥

御奉行様

右之通二日書附を以罷出の処掛り別紙取扱口上書差
出の様被申の付是又差出の処其後八ツ時頃迄見合居
のへ共沙汰無之故ニ支度願中飯ニ帰り支度後罷出の処
最早引渡ニ付明日罷出の様有之の付引取可申処尾崎
并八郎罷出の故申上の処是又同様ニ付一諾ニ引取申
事

乍恐奉申上

一喜多院家家来馬場八郎ノ私共相手取奉願上の付御召
出之上委細手續書奉差上の処美並武右衛門并馬場孫右
衛門兩人取扱忝人訴答共取扱被呉のへ共行届不申由故
扱人被申呉の則始末左ニ奉申上
願銀高四百貫目之内

一銀三百貫目

右者手形証文之儀ニ付趣意可立申様段々申諭被呉のへ
共私儀近年不時物入等出来身代追々不如意難渋にて当
金三百兩相渡証文類相渡呉の様御頼談仕のへ共中々右

撰州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究(一)

様之義ニ而者取扱も行届不申間精々勘弁可致様敷敷申
諭被呉の愚昧之私勘弁付不申元来私義者先書ニも奉申
上は通鉄蔵跡名前之者ニ而者無之銘々相続方も御座の
儀故当惑仕の依之親類呼寄相談仕の処右四百貫目之内
半通り用捨預り五拾貫目之趣意相立可申の乍銀子一
時ニ相渡の義者難渋仕の付可成丈ケ銀子調達仕の而
残銀年賦にて渡方仕度奉存の何分取扱人之勘弁ニ預り
度段相頼居の訳ニ御座の如斯相頼居のへ共願方八郎ニ
ハ願銀高四百貫目之内三百七拾貫目一時ニ可請取旨申
張の由ニ承り申の迎も扱之義も行届不申段武右衛門孫
右衛門兩人ノ申被呉の付乍恐此段奉申上の毎々申諭
被呉のへ共最早此上之儀者親類とも示談仕のへ共相談
方差支ニ相成の儀故勘弁方無御座奉恐入の
右之通取扱之始末奉言上の御聞置被成下のへ、難有奉
存の以上

天保十五年

十一月四日

一七七(四一九)

織田丹後守領分

撰州嶋下郡味舌下村

東三郎

幾右衛門

病氣代

市兵衛

付添年寄

甚三郎

御奉行様

八郎が奉差上り書附之写左ニ

口上覚

一織田丹後守殿領分撰州嶋下郡味舌下村東三郎幾右衛門

同家来美並武右衛門馬場孫右衛門右兩人取扱罷在ハ然

ルニ相手のもの共右躰出入仕居ハ心取者決而無御座遊

興ニ耽り罷在ハ其証拠者当七月々十月迄日々木辻町池

田屋太蔵方へ遊ニ罷越勿論同町八幡屋かね方折々罷越

ハ由承り罷在ハ右者全一件相延シハ様日送り遊ニ参リ
困窮之私為致難渋ハ手段与相心得ハニ付此儘難捨置私
義直々木辻町池田屋太蔵方へ罷越同人之母江申聞ハニ
ハ大和屋久兵衛方ニ止宿仕罷在ハ東三郎与申仁遊ニ参
リ何程遣ハハ哉相尋ハ処同人答ニ者東三郎者人ニ而者
無之ハハ共当七月々九月八日迄揚代銀七貫五百目余右
之内金子八拾兩請取当九月九日々同十月晦日迄九貫弐
百目はヲ三割引ニテ金百兩申請ハ旨申上之居ハ誰々参リ
ハ哉ト相尋ハ処左之通申居ハ

芝村御家中

太田甚吾

美並武右衛門

馬場孫右衛門

撰州

東三郎

甚三郎

宿大和屋

久兵衛

右名前連中六人ニ而御座ハ太田甚吾者当十月中旬ノ参
リ不申其外五人ノ者共度々参リハ旨木辻町池田屋太蔵
母申之ハ

一同町八幡屋カ禰方母ヘ東三郎遣捨ハ銀高相尋ハ処当
九月ノ十月晦日迄揚代金貳拾兩申請ハ間申之ハニ付右
ハ誰々参リハ哉相尋ハ処左ノ名前申ハ

東三郎

甚三郎

宿

久兵衛

右三人連ニテ罷越ハ旨ハ幡屋カね母申之ハ

右ノ通私儀直々罷越相尋ハ処□々申之少しも相違無御
座ハ然ルニ私儀先書奉申上ハ通リ当時必至困窮ニ罷在
相手ノ者有徳之相暮居ハ故雜費等不相厭殊ニ出入中
御上様ヲ茂不奉恐遊里遊ハ当時困窮之私出入ヲ為長引
可申手段仕ハ義何とも心外歎ケ敷奉存ハ何卒右相手之
所業御糺被成下御賢察之上右一件早々埒明ハ様被為

仰付被成下度乍恐奉願上ハ右御聞届被為 成下ハ、
難有奉存ハ以上

天保十五年

喜多院家来

十一月五日

馬場八郎

差添

尾崎主馬

御奉行様

右馬場八郎ノ差出ハ口上覚之答書上左之通

口上覚

一喜多院家御家来馬場八郎ノ訴出ハ一件ニ付御当地ヘ相
詰罷在ハ右出入中太田甚吾私共兩人遊興ニ耽リ右出入
為長引迷惑為致ハ趣馬場八郎ノ口上覚を以申上ハ故心
得方御尋ニ付左ニ申上ハ

一七月下旬ノ御当地江相詰罷在ハニ付而ハ主人勝手向御
用透ニ取扱ハ様兼而申付被越ハニ付出入方之宿久兵衛
并村人共為面談池田屋太蔵其外所々ニ而出合仕ハ義も

折々御座のへ共馬場八郎東三郎出入ニ差構の儀ハ
決而不仕の儀奉存の御尋蒙迷惑仕の以上

天保十五辰年

織田丹後守家来

十一月六日

馬場孫右衛門

美並武右衛門

差添

橋本一弥

入方之者共為面談池田屋太蔵方其外所々ニ而出会仕の
儀ハ和撰領分村役人并東三郎宿久兵衛内用筋掛り之者
共ニ付召連罷越の儀も御座の馬場八郎東三郎出入ニ差
構の儀者決而不仕の右御尋ニ付此段申上の以上

天保十五辰年

織田丹後守家来

十一月七日

馬場孫右衛門

美並武右衛門

差添

橋本一弥

御奉行様

右書付差出の処仕直しニ相成左ニ認替ル

口上覚

御奉行様

乍恐奉申上の

一喜多院御家来馬場八郎訴出の一件ニ付御当地相詰罷
在の右出入中太田甚吾私とも兩人遊興ニ耽り右ニ出入

織田丹後守領分

為長引迷惑為致の趣八郎口上覚を以申上の故心得方

摂州嶋下郡味舌下村

御尋ニ付左ニ申上の

東三郎

一七月下旬御当地江相詰罷在のニ付御用透ニ者兼而手

年寄

掛ケの勝手方用等取扱の様被申付越の右ニ付主人出

甚三郎

一喜多院御家来馬場八郎が被願上ひ一件ニ付出入中地頭
役人并ニ私ニも遊興に耽り出入為長引ひ旨被申立ひニ
付書付御貸下ケ之上心得方御尋ニ御座ひニ付左ニ奉申
上ひ

此儀相慎可申義者兼而被仰出も御座ひ趣奉承知罷在ひ
勿論東三郎義ハ平常病身物ニ御座ひへ者猶更遊興抔ニ
耽り可申心底更ニ無御座ひ而相慎罷在ひ尤私義ハ領分
ニおゐて重立ひ者ニ而村役人等も相勤罷在ひ得者都而
地頭所御勝手方要用ニ付而者是迄右掛り役人同伴ニ而
諸方掛合ニ相加り罷在ひ然ル処先達而中右用向ニ付地
頭所が当地へ御勝手掛り役人衆出役有之諸事用弁之懸
合之砌ハ詰合之役人衆も同懸り役ニて是迄掛ケ合之手
続も御座ひへ者

御番所様御用透ニ者一同出会申談懸ケ引有之右ニ付而
私共於村方重立之者村役人等ニ付是又掛ケ合ニ差加り
手續人ニ而俱ニ被召連ひ砌者無拋木辻町傾城揚屋抔へ
罷越ひ義も御座ひへ共此義者一件之外事ニ而地頭所要

用ニ而私共一分之遊ひ而已ニ罷越ひ儀ニ而者決而無御
座ひへ共右者今般八郎が被願上ひ出入一件ニ聊差障ニ
可相成謂毛頭無御座ひ哉ニ奉存ひ乍併當時出入中右躰
外事相混シひ等願方彼是余事被申立御苦勞弥増ひ段重
々奉恐入ひ已来右出入中外用相混しひとも右躰之場所
へ罷越ひ義者急度相断差扣可申ひ間何卒是迄之儀ハ幾
重ニも御憐愍之御沙汰偏奉願上ひ

天保十五年

東三郎

十一月

甚三郎

御奉行様

乍恐奉申上ひ

半田横町

公事人宿

大和屋

久兵衛

一喜多院御家来馬場八郎が被願上ひ一件ニ付相手方味舌
下村東三郎幾右衛門并織田丹後守様御家来馬場孫右衛
門美並武右衛門等私方に止宿中遊興耽り右ニ付私儀も
同伴仕ひ由被申立ひニ付心得方蒙御尋奉恐入ひ
此儀兼而被仰出ひ御儀も御座ひへ共公事人同伴ニ而遊
興ニ耽り様之儀者決而不仕ひ尤私儀者従先年織田丹
後守様御勝手方出入被申付罷在ひ而当地御用之節者兼
而私方へ屋敷御役人并御領分村人等止宿之上私俱ニ申
談用弁等罷在ひ然ル処此度出入ニ付相詰罷居ひ御役人
衆右御勝手掛りニ而止宿中ニも
御番所様御用間ニ者当地用弁取斗之儀兼而屋敷が被申
越ひ趣ニて詰合役人者勿論御勝手方掛り役一同并御領
分重立ひもの東三郎其外且当地出入方私始メ其外一同
同役ニ付被召連無扱次第ニ而木辻町池田屋太蔵方其外
へ罷越ひ義も御座ひへ共此義へ屋敷要用ニて私方職分
之外事ニ御座ひへ共今般出入ニ相抱可申義ニ而者決而
無御座ひ間偏 御憐察之程奉願上ひ

右蒙御尋前文奉申上ひ通り屋敷御勝手方用談出會ニ付
而者兼而出入方申談之手続も有之職分外事ニ而右出役
之衆中が被召出ひ故無扱遊里等へ罷越ひ儀も御座ひへ
共今般出入一件ニ相抱可申義ニ而者無御座右者全外用
相混ひ故之儀ニ付以来右躰外用等相混ひ而へ重而右様
場所へへ相断不罷越ひ様可仕ひ間此度之儀者格別之御
憐愍を以御用捨之程伏而御願奉申上ひ右之趣御聞届被
成下ひへ、難有奉存ひ以上

天保十五辰年

半田横町

十一月

大和屋

久兵衛

御番所様

口上覚

一喜多院御家来馬場八郎が味舌下村東三郎幾右衛門并私
共相手取奉願上ひ一件ニ付当七月私とも御召出素々取
扱ひ一件御尋ニ付口上書を以申上ひ者馬場八郎義者元

来味舌下村百姓にて亡鉄藏本別之間柄作徳米出入地頭
役場へ被願出の節取扱被申付濟方仕の始末之義ニ付味
舌江帰村仕のハ、如何様にも取扱可申旨申上の処右口
上書ニ馬場八郎の致返答筋違之旨数々申立且ハ算当筋

不審之答も有之旁得与取調申度双方の強情ニ申張の而
者追々出入長引双方不易之基ニ存の間取扱和熟為致度
奉存のニ付猶又口上書を以九月廿八日申上の処改取扱
被仰付奉畏双方へ情々及引合の処不行届のニ付取扱の
始末委細口上書を以十月廿九日奉申上の儀ニ御座の右
出入被願上の銀高之内三百貫目証文之義者宛名ニ相認
差越の故尚又添証札相渡置の文面にも御座の通後年ニ
至り融通被致の節者私共ニ不相抱本人勝手ニ可引合答
認御座の故可相手取管無御座の処右利足銀六百匁ツ、
年々可渡の処亡鉄藏為滞の故此度相手取の義与奉存の
依之東三郎へ情々利解申聞の処是迄滞利之分為相渡尚
又向後者年々六百匁ツ、可相渡段致承知のニ付左のハ
、私とも引合之趣意相立可申与奉存の右出入如何成行

の裁重役の被尋のニ付前段之始末申述の処証文趣意立
之処尤ニ被存左のハ、早々御暇相願の様可致旨被申聞
の兼而被申付置の用向専ら之(後欠)

乍恐奉願上の

一喜多院御家来馬場八郎の味舌下村東三郎相手取被願上
の一件ニ付同村幾右衛門病氣ニ付代人藤兵衛相詰罷在
の処同人病氣ニ付市兵衛罷出相詰居の処右藤兵衛義病
氣全快仕の間罷出申の何卒右市兵衛儀御暇被為下度奉
願上の右御聞届被成下のハ、難有奉存の以上

天保十五年辰年

織田丹後守領分

十一月

摂州嶋下郡味舌下村

市兵衛

藤兵衛

付添年寄

甚三郎

御番所様

「真三郎人別調書付帳」

覚

天満小嶋町

肥前屋真三郎

メ 卷人

肥前屋平右衛門

天保五年二月天満小嶋町肥前屋平右衛門方々丁内中嶋

子 真三郎

屋平兵衛支配借屋江別宅致し来ル 真三郎午三歳ニ付代

天保五年正月

判大豆葉町湊屋太兵衛支配借屋肥前屋孫七下人兼蔵下女

右者撰州嶋下郡味舌下村

まそ兩人召抱

米屋三五郎倅實請人別加入

同七申年三月

子 真三郎

肥前屋衰此度

若松屋と家号相改い事

付箋
真三郎母とき者大坂

道頓堀江戸樓卜申い

香具屋之娘有之い

八郎妻い置い事い

若松屋真三郎

代判 孫七

下人 兼蔵

下女 まそ

メ 三人

七郎右衛門町中嶋屋平兵衛支配貸家

江天保五年二月別宅致ス

同月呉服町佐渡屋市太郎代判幸助借屋江変宅ニ成ル

右之通り御座い已上

寅十月十八日

七郎右衛門町式丁目

麴町

若松屋新三郎

河内屋伝七支配借屋

当申五歳ニ付代判

和泉屋仁兵衛

大豆葉町湊屋太七支配かしや

右仁兵衛天保十亥年九月堂嶋新地北町

肥前屋孫七

尾張屋□吉支配借屋

天保八年三月

泉屋吉藏方引取ニ成

麴町

堂嶋新地北町

河内屋伝七支配かしや

尾張屋□吉支配借屋

泉屋仁兵衛方江

和泉屋吉藏

引取

同家仁兵衛

亥九月

和泉屋

天保十一年七月吉藏仁兵衛共□□

同家主仁兵衛

仁兵衛

家請人方へ引取小家入ニ成

堂嶋新地北町

右仁兵衛方ニ同家

川上金吾殿へ御代官所

尾張屋□吉支配

若松屋真三郎

撰州西成郡北野村

かしや和泉屋吉藏

天保十年

河内屋平八支配かしや

方引取ニ成

亥九月十一日家出

田中屋清藏

同十四日西様御断

年三十八歳

女房ゑい

同三十四歳

実子松之助

同 九歳

同小三郎

同 三歳

メ四人

右四人共曾根崎村播磨屋忠藏支配

借屋へ天保十四卯年九月変宅成

増田作右衛門殿御代官所

撰州西成郡曾根崎村

播磨屋忠藏支配可しや

田中屋清藏

女房ゑい

子松之助

同小三郎

メ四人

右子松之助改名真三郎天保十四卯年

十二月撰州嶋下郡道祖本村近江屋

弥兵衛方養子ニ差遣ス

右清藏家主忠藏病死ニ付

右之後跡家号俵屋字八ニ成

同村

俵屋字八支配可しや

田中屋清藏

女房ゑい

子小三郎

メ三人

弘化二巳年五月天満典葉町長浜屋

儀兵衛支配可しや変宅ニ成

清藏当時天満船大工町

罷在由

右之通夫々右町内村方へ参人別帳面

取調被吳承り申由

口上

源吾一件御尋ニ御座ハ人別帳之者寅年々ケ年丈ニ而其外諸帳面書物等迄売払ハ哉持出ハ哉種々惡事御座ハ故帳面類残シ置ハ而者後日之差構ヒ□思ハハ而哉無御座ハ得共荒増心覚左ニ奉申上ハ

一源吾家出者寅年六月二日家出仕ハ同四日地頭相断三十日尋六ケ敷被仰付十一月八日切日ニ帳外永尋被仰付ハ事

村方家出後源吾者誰も見請不申ハ得共家内女房すま娘式人ノ三人之者天満堀川御堂本専寺北方ニ居其後上町ときわ町屋根屋の借屋ニ居ハ趣承申ハ去十月末ニ源吾義大坂江歸リ家内三人召連井上河内守殿御国浜松江行ハ様承リハ家内大坂居ハ義者源吾親元額田村三右衛門親類□屋町ときわ町北東角ニ津の国屋とか屋申菓子屋御座ハ此者ハ右三右衛門源吾等之伯父ニ承リ居ハ何事も此者能存知居ハ得共存不申ハ

一真三郎清藏村方入去未年と相心得ハ江戸表浅草門前町

撰州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究 (一)

村上典膳江送り遣シハ様申居ハ得共帳面も見不申ハ拙者印形致ハ覺無御座ハ

但右式人義者源吾同家送りと承リ居ハ得共拙者印形致シハ義無御座如何致ハ歎相訳リ不申ハ

一八郎慶雲福三郎ノ三人去ル子六月中芝村ノ参リ一旦人別加ヘ同月直様京都東園様送り遣シハ

右之通荒増奉申上ハ尚又其外御尋御座ハハ、拜顔之上万々奉申上ハ以上

団野

植田様

「真三郎清藏宗旨人別生国血縁之儀非人番周三郎ヘ聞合左之通」

一此間被為 仰付ハ御聞合之儀彼地ヘ手ヲ入承リ合ハ趣左之通

一去ル天保十四卯年十二月大坂曾根崎村播磨屋忠藏支配借家田中屋清藏方同家真三郎義宿河原村近江屋弥兵衛

一八七 (四二九)

方へ養子ニ罷越尤右村庄屋儀兵衛方々宗旨人別切出し

送り一札送り有之由

一但し且那寺之儀ハ大坂森町西本願寺流西善寺与可申寺

方へ宗旨送り参由

一弘化四未年二月東成郡中浜村庄屋源吾方へ真三郎近江

屋弥兵衛方々又々養子ニ参由由宗旨人別之儀ハ右村庄屋

七三郎方々切出し寺送り之儀ハ粟生東村浄土宗極楽寺

方送り一札出し由

一中浜村之儀者御城代様百姓之由ニ付真三郎儀弘化四未

年三月頃々右地頭様御家来ニ相成当時江戸表へ被罷越

由由尤其節宗旨人別へ源吾方切出し由よし寺送之儀ハ

右同村正乗寺方送り一札出し由よし

一真三郎付添江戸ニ而住居罷在由清藏ト申者儀ハ大坂曾

根崎村播磨屋忠藏支配借家田中屋清藏ト申者儀種々之

断言極押由者之由ニ相聞由

右之通承合由ニ付乍恐此段書付ヲ以一応御□奉申上由

已上

子二月

周三郎印

是迄ハ三月十四日ニ孫三郎ヲ以申遣由

右ニ而ハ清藏ト從弟之訳不相分由□又右書付ヲ以中浜

源吾并宿河原村近江屋弥兵衛□寺へ直ニ参由折返

無之哉睨ト□合由□御座由処左之通

一曾根崎村播磨屋忠藏ト申支配人方へ聞合遣し由処右播

忠ハ代替りニ而当時無之右村会所へ参り聞合由右村

ニ而人別多年数も相立由夏故難相分当分之帳面類ハ手

元ニ有之由へとも人別帳面ハ拾ケ年宛一諸ニ集メ三ケ

所庄屋立合土藏入有之由故帳面取出し由儀ハ庄屋立合

之上成而ハ難出来趣無詮方引取申由よし□

一宿河原村庄屋七三郎方へ参り聞合由処八郎倅真三郎儀

当村近江屋弥兵衛方へ養子ニ引取由儀ハ曾根崎村播磨

屋忠藏支配借家田中屋清藏方引取其後中浜村源吾へ養

子遣し由并寺送り□之訳別紙之通

宿河原村庄屋七三郎自筆之ニ而書付左之通

味舌下村八郎倅真三郎

去ル天保十四卯年十二月大坂曾根崎村播磨屋忠藏支
配借家田中屋清藏同家真三郎儀当村弥兵衛方へ養子
ニ参りゆニ付人別ニ相加へ置然ニ弘化四未年二月同
州東成郡中浜村源吾方へ養子ニ遣しゆ事

但し曾根崎村庄屋儀兵衛送り一札

真三郎且那寺

西本願寺流大坂天満森町西善寺且那之趣ニ而

曾根崎村庄屋方へ参り事

ノ

右ハ宿河原村庄屋七三郎ノ直筆ニ而書付遣しゆ

一中浜村源吾方へ聞合ゆ儀再三参り得共逢呉不申四ヶ度
目ニ参り処無掘出合ニ而面談いたし委敷尋り得共一円
頓着不致定而味舌ノ廻し者ニ而有之哉入談申迄も無之

解 説

真三郎之訳并清藏縁談之儀ハ外方ニ而聞合ゆ而も相分
りゆ間敵方へ申謂無之抔と申ニ付永々尋居ゆ内ニ清藏
女房ト真三郎母ト縁談之儀鳥渡被申ゆ外ニ心当り之
事一言も不被申ゆ趣番人立帰り申居ゆ

右之通番人周三郎ノ申出ゆ宿河原村庄屋直筆之書付差か
たく清藏真三郎縁談之儀ハ先便ニも申上ゆ通八郎妾真三
郎母ときと申者之血統之様被存ゆ何分曾根崎村支配人播
磨屋忠藏代替り宗旨帳面も非常ヲ恐村方宝藏ニ納メ有之
ゆ得ハ頼談ヲ以一見も出来ゆ得共何分大道之夏故無□儀
此段奉申上ゆ駈篤ト御賢察被成下可然被可願出ゆ以上
嘉永五年三月十七日 馬場孫右衛門
谷口次太夫殿

摂州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究(一)の解説において、内済証文に署名した本家馬場鉄藏——常三郎が藩の地役
人に就任した事実(それは大坂町奉行所与力永田兆十郎より馬場常三郎宛の手紙によって、天保十年すなわち、大坂

町奉行所に訴訟が係属する以前のことと認定される)をもって、内済証文全般に関する芝村藩の確認を変更せしめたものと解したのであるが、このことは、右にふれた大坂町奉行所与力永田兆十郎の馬場常三郎宛の手紙によってもまた、認められるのである。与力永田兆十郎の手紙は、地役人すなわち地頭役人を相手とする平出入が極めて困難であることを指示しているからである(『平出入ニ不相成ものと奉存』)。平出入については、小早川欣吾氏は、これを平ものと把握され、通常の訴えであると解釈されているようである(『近世民事訴訟制度の研究』二一八頁以下)。ただし右手紙の場合には、平出入は金公事を意味したと考えられる。次に大坂町奉行所与力永田兆十郎より常三郎宛の手紙を紹介する。

「常三郎様 兆十郎」

秋冷相催^ハ御揃^ハ御安[□]慶上^ハ先日者御光来被下^ハ御

相成^ハ而も不差戻
歎御願

一向ニ御構茂不申上^ハ失敬之至御仁免可被下^ハ昨夜者態

右之通ニ而願出^ハ得共貴所儀ハ当時地頭役人ニ被召抱^ハ

々御代人被遣承知仕何角御心配之程と御察申上^ハ右一条

趣を訴状ニ認出^ハ間願下^ケ申付^ハ由ニ懸り役人被申之^ハ
又々来ル十三日罷出^ハ□ニ掛り役人申之^ハ右之通ニ願書

今日取調^ハ御願^ハ昨日出願いたしは得共左之通故願下^ケいたし^ハ

題号認出^ハ上者平出入ニ不相成ものと奉存^ハ余者拜顔可
申上^ハ先此位早々已上

内本町上三丁

油屋

九月九日

八郎

「馬場常三郎様 永田兆十郎」

約定之銀子限月ニ

本文之通申上^ハ間来ル十三日ニ者又々出訴いたし^ハ様奉

存ハ右ニ付御談置度ハ儀も御座ハ間此間御出被成ハ人を一兩日内ニ私宅江御出被下度ハ御相談之筋も御座ハ右早々以上

九月九日

「常三郎様 兆十郎」

文略御免可被下ハ然者右一条ニ付今夕暮時前ニ乍御苦勞貴所様私宅江御出被下間敷哉古屋氏を右刻限ニ呼寄セ御面会被成様ニ取斗度奉存ハ先方之八郎儀も甚以手を入罷在ハ明日庄屋ハ書付差出ハ儀ニ而明日之処大事故夫迄ニ御出会被下置ハハ、弥以明日之都合能与私も安心仕ハ八郎ハ手を入ハ様子承ハ間急々右之通ニ申上ハ左様御承知可被下ハ以上

九月廿一日

尚以前以可申上処今朝も早ク出勤之上御役所ニ而承ハ儀も御座ハ間不取敢本文之通申上ハ以上

「常三郎様 兆十郎」

御受

摂州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究 (一)

拜見齋陶敷天氣合罷成ハ処弥御安泰奉慶ハ昨夕者態々御光来何共恐入ハ夫ニ付今夕歎明夕之内堺屋御催被成ハ間兩日之内治定仕可申上間承知仕ハ今日申談否哉跡ハ可申上ハ併此儀其最早御心配ニ不及与奉存ハ右之仁参度与申ハ共先明夕与思召可被下ハ是も延引之方□可然与奉存ハ余り度々之儀と私奉存ハ私向之儀者私相考可申上ハ御逗留追々御長御座ハ間明夕者御引取被成ハ而も宜奉存ハ堺屋者又々追而之□ニ而宜奉存ハ何も御引受可申上ハ□□御被仰下御心配之山々御察申上ハ先御談迄早々已上

九月廿四日

「常三郎様 兆十郎」

文略御免扱右之儀弥明廿五日罷出ハ趣之処昨日以来ハ庄屋方迄掛合ニ参ハ儀者無之少々模様□替ハ儀も御座ハ間今晚之内又者明早朝ニ而も御光来被下度御直談仕度御心得之儀も山々申上置度奉存ハ孫兵衛も八郎と同腹ニ相成ハ儀者無之哉此儀も掛念仕ハ孫兵衛事八郎之身方ニ相成ハ儀者無之も御相談申上ハ先早々已上

一九一 (四三三)

九月廿四日

「常三郎 兆十郎」

拜見仕ひ扱右之一条明日合力ニ而罷出ひ由此儀外ニ仕方も無御座ひ素々其積ニ御座ひ合力ニ而出ひハ、訴状者裏書ものニ而三十日差ニ而平出入同様故三十日目ニ対決いたしひハ、宜三十日之内ニ対談不出来ひハ、対決之節ニ

相手方難渋ニ而願方望之通銀高得不出間出入対談打合不申訳ニ而御座ひ間合力ニハ、宜与奉存ひ別談拜願御相談可申上義者少も無御座ひ初メ々望之通成行申ひ御安心可被成ひ御勝手ニ御帰宅可被成先御談迄早々以上

九月廿六日

天保六年芝村藩役所において作成した内済証文において、銀三百貫目が取扱人美並武右衛門と庄屋馬場孫右衛門を名宛人とする居置の証文であることはすでにのべた。かかる地方役人が地役人すなわち地頭役人の統裁下にあることは、明白である。馬場鉄蔵―常三郎を地役人に任命したことが、内済証文に対する藩の確認の変更を意味すると解したのは、右述せる理由による。しかるに、右に紹介した大坂町奉行与力永田兆十郎（春原源太郎氏の「大坂の町奉行と裁判」によれば、大坂町奉行与力永田登十郎となっているが、馬場家文書中の自筆の手紙によれば、『兆十郎』とあるので、永田兆十郎とする）よりの馬場鉄蔵―常三郎宛の手紙によれば、すでにのべたように、地頭役人を相手とする平出入が成り立たないことを指示しているのである。おそらく、それは、地頭役人を相手とする訴訟が主従訴訟に進ずる意義を有したからであろう。主従訴訟が一般に「取上間敷公事出入」と考えられていたことは、すでに小早川欣吾氏によって指摘されている（同書六二七頁）。このことは、大坂町奉行所への馬場八郎の訴状の中に、『右常三郎義和州芝村御地頭御屋敷へ当時入込士格扱と申立嚴重ニ致色々催促仕ひ得共対談にも及具不申』とあるによつてもうかがわれるところである。かくして、八郎の大坂町奉行所への訴えは貸金出入としては受理されず、本分家の間の

親類訴訟として受理され、合力願と公事銘を改めていることは、すでにのべたところである。その掛りの与力が古屋源之丞であったことは、既述した摂州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究(一)によって明白であるが、この古屋源之丞と同一人と推定される『古屋源吾』よりの馬場常三郎宛の手紙を次に紹介する。右手紙のなかで、十月廿七日付のそれは——大坂町奉行所における済口証文の日付が天保十年十一月晦日であることにより、ほぼその直前の手紙であることが推定される——によれば、合印一条にはなるけれども、証印一条にはなるだけ取用しないようにするとある点は、注目に値する。合力願と公事銘を改めて下済を申付けたことを意味するからである。

「馬場常三郎様

欠落・狐糞カ
□□□

尚々御委敷者得拜願申上度

けつして御心配筋の者無御座の

不相替御安泰奉恐賀のしかれば今日之模様粗承の処弥明

日御本人御呼出しに相成の趣右ニ付ちとさらに御断旁

御相談申上度御光来之□可相願の処御存之通問□之義ニ

付他聞も如何与□ニ付毎々□乍面倒御旅宿御浜

迄無配罷出申上の左様御承り申上の右之段御差支之筋□

無御座の哉一寸此もの御□願□

十月廿二日

「墨莊大君

狐糞拜
□□□

昨日者御尊書被下難有御面倒共恐入の扱右一条等今日之

御模様鳥渡御聞セ可被下の且又右ニ付申上置度儀も御座

の問一兩日之内御都合ラ可被仰下思召し参の罷出申度の

右之段御伺旁申上度如斯御座の以上

十月廿五日

「墨莊大君 狐糞拜」

昨日者御尊書被下拜見仕の右一件者□□三印へ申談し置

の問かならず御心配被下まじくの全合印一条ニ相成の趣

□□中御掛合の処者思召□□の証印之一条者成丈者

取用ひ不申御積御座の□外無□余ニ可申上の□而籠茶

一箱折好く見当りニまかせ御歴々□□□□までニ奉献ひ御
口□□ニも相成ひハ、大慶仕ひ以上

十月廿七日朝

尚以御くれ而も御帰国御座ひ哉やはり明日中者当地ニ

御逗留御座ひ哉御引取迄ニ一寸御頼談申上置□□御座ひ
明日引取御座ひ此ハ聞せ□□□□ハ乍茂乱筆御免可被下ひ

「馬場様 狛穉拜」

尚々御本文□□段□□奉願ひ

取次乱筆御免□□

一昨日より度々御面倒之儀申上奉恐入ひ何分宜御勘弁ヲ
以多少ニ不抱御振替之儀奉願ひ実ニ毎々之義ニ而申上兼
ひ得共宜奉願ひ扱右一条□□御断且者御相談申上度可相
成者今夕御越も被下まし□□

自然御越下されひハ、他出者相見 御待申上ひ□□御都

合次第二而夕□□より罷出□□も思召次第仕度右御伺旁御願

申上度□□御座ひ以上

十一月朔日賀

「墨莊君 狛穉」

うち続廻晴御座ひ処不相替御安泰奉賀ひしかれば花敷ひ
御面倒奉存ひ扱右一条ニ而昨夜御越も被下ひ哉と御待申
上ひ処御用□□も被為□□や御光来無之今夕ニ而モ御越下
されひや罷出可被下哉相伺ひ且又相願置ひ処何分宜御勘
弁を以此ものへ尊□□奉願ひ右よろ敷□□御座ひ以上

十一月二日

「馬場様 古失」

実ニ冷へ相増ひ処不相替御安泰奉賀ひ扱此□□者久しく

御不沙汰之段御用捨□□且又此間 御越可被下ひ処折
好く御用向ニ而境表へ御越も御座ひ趣□□や御引取御座
ひ哉附而者右一条荒方相済ひよし弥皆済相成ひ儀も御座
ひ哉いづれ一兩日内一□□得度□□相願ひ右之段御伺旁申
上度□□御座ひ已上

十一月十六日

「馬場様 龜品添 古屋」

甚寒之節御座ひ処不相替御安泰奉賀ひ然者中程より彼是

取紛無申訳御不沙汰ニ□□ハ段御用捨可被下ハ扱右一
条も無御滞相濟させられ□□御同慶□□ハ右ニ付此間者御
叶□□之御書面被下□痛仕ハ□また厚か間鋪儀ニ者御座
ハ得ども先頃も相願置ハ通り不思儀成御縁ニ而御懇命ヲ
下され呉々も□□仕合奉存ハ此度ニ不抱以後迎も相替ず御
懇情可被下御取遣等仕度此段深相願ハ儀御座ハ随而此品
乍龜末進上仕ハ是迎も御本宅へ差出ハ筈の所あまり押付

十二月四日

これらの手紙を通じて、大坂周辺の豪農層が大坂町奉行所の与力と如何に深い連繋の關係にあつたかという事実を認めることができるであろう。高浜村の西田家もまた、このような連繋の關係をもっていたのである。右の事實は、大坂周辺の豪農層が法曹団体ともみなしうる社会層たる一面を有していたことを示すといつて差支えないであろう。

右の如き経過により支配違の作為により大坂町奉行所へ出訴した馬場八郎の意図は、不首尾に終つた。大坂町奉行所に差し出した済口証文には、以後出入ケ間敷義申し上げない旨を記しているけれども、八郎は、決して再訴を断念しなかつたのである。

天保十二年十二月馬場八郎は奈良喜多院へ奉公し、喜多院家来という資格を取得した。八郎が喜多院家家来という身分を取得した意図のなかには、この出入を江戸御奉行所(寺社奉行)ないし幕府評定所公事にしようという執念が含まれていたのである。このことは、天保十五年辰年二月廿日喜多院様御役人中にあてた八郎の願書中に『全東三郎四郎兵衛判助九右衛門幾右衛門三右衛門并に取扱人共一統馴合四百貫目之銀子隋弱ニ仕ハ手段取巧ハ義ニ相違無御座

ハ最早同人共江実意ヲ以引合仕ハ共埒明不申ハニ付格別之思召ヲ以私義江戸御奉行所江御差出し被成下度名前之者共相手取御吟味御願奉申上度乍恐此段御聞届被成下様奉願上以上」とあるによって明白である。

周知の如く「旧事諮問録」には、寺社奉行は、関外の訴訟とすべての寺社の訴訟を受理すること、あるいは、僧侶が原告であれば、寺社奉行が訴訟を受けもつこと等を記しているが（小早川氏もまた、寺社引合について「引合問題は常に江戸の寺社奉行が国法に依つて、決定してゐる」とのべられている。——近世の裁判組織と審級及管轄に関する若干の考察」(一)「法学論叢」第三卷第一号、一〇九頁)、八郎は喜多院家来となることによって、社寺家来としての身分を取得するとともに、自己の貸金を喜多院勘定所に関係づけ、喜多院勘定所の問題とすることにより、「名目銀」の性格をその貸金に帯びさせることを意図した、と推定されるのである(「名目銀——みようもくぎん——」)というは宮方、公家、寺院の貸金である。皮肉な表現をすれば江戸時代の宮方、公家、寺院は大阪、京都の町人相手の貸金業者であったと言ふこともできる。……名目銀貸付は御免富と同じように、幕府の寺社保護策の一つで、財政窮乏の幕府は寺社に対して直接財政的援助をなし得ないので、幕府に対する援助要求を回避するために、名目銀貸付を許したのである。この名目銀は他の債権より優先することにして『通例町人同士金銭出入之先訴有之ハ共右先訴相止』または『先訴有之分引上』となり、たとえ町人間の先訴があつても、中止されて、名目銀出入が優先し、先訴がそうとう進行し、濟方押込等にまでなつてゐる場合でも、名目銀訴訟が提起されると、さきの訴訟は中途で浮置となり、訴訟は一応解放されることになる。春原源太郎「大阪の町奉行所と裁判」九七頁以下)。この点については、また、石井良助氏の「名目金と云ふのは、宮門跡寺社が貸附ける金のことであるが、幕府法上特別に保護されたので、一般人がその資金を宮門跡等に供給し、その名義を以て他に貸出すことが屢々行はれた」という指摘(「日本法制史概説」

五四一頁)が、参考となるであろう。もっとも「馬場家文書の研究」(一)に紹介した資料中、八郎が天保九年、芝村郡方御役所に差出した愁訴のなかに『尾州様御名目銀六貫匁余』とあるのであるから、名目銀を宮門跡寺社に限定してよいかどうかについては、更に慎重な吟味を要する。かかる推定の根拠となる史料は、次の文書である。

一□田院室御用向有之伝奏方へ御届相済芝村表へも被申 寅十二月(天保十三年)

入置いて其村方鉄蔵并幾右衛門孫右衛門方へ明十四日寅 十三日

刻南都発立ニテ 尾崎主馬筒井帯刀上下十六人被差

向いニ付止宿之義取斗可給い已上

喜多院殿

勘定所

撰州嶋下郡

味舌下村

役人中

右の文書によれば、八郎の貸金について喜多院勘定所が味舌下村役人宛に通達を出していることが判明し、名目銀出入への喜多院の方針がうかがわれるのである。大坂町奉行所の平出入願下げの裁許に対する八郎の対抗的意図たること、明白である。ただし、喜多院役所への八郎の願書をみると、大坂町奉行所の裁許があいまいにされていることが推定され、芝村藩のかつて裁許した濟口証文のみを証拠として提出したことが推定される。天保十三年寅年喜多院家来筒井帯刀、尾崎主馬による引合行為が、常三郎の訴訟関係人に対しておこなわれた事実がある。筒井帯刀と尾崎主馬は、常三郎に対して喜多院の御威光をもって和熟をすすめているのである。これは、おそらく八郎が大坂町奉行所の裁許をあいまいにしていたため、右兩人が寺社引合に関する事案と考えたことによる、と考察しうる。身分的管轄による引合の問題について、小早川氏は「身分に依る支配系統の異なる二者の間に発生した裁判が引合であり、其

の事件が引合物である。併し乍ら、身分的管轄といつても、武士と一般庶民との間には身分が異なるに拘らず、俗人たる見地より支配系統を同一にしたのであるから、引合の問題が発生しなかったが、公家は其特殊的な伝統的地位により、又社寺は俗人と異なる身分を有するに依つて、夫々一般武士、庶人との間に身分支配の關係を全然異にし、且又支配系統も異にしたから、屢々引合物が生じた。」(「近世の裁判組織と審級及管轄に関する若干の考察」(二)「法学論叢」第三二卷第一号一〇六頁以下)とのべられたことは、参考とすべきであらう。かかる引合行為を前提として、天保十五年二月廿日喜多院様御役人中宛の八郎の願書が江戸御奉行所(寺社奉行)へ係属する見込みをもつて差し出されたのである。

しかしながら、後の南都奉行出入における東三郎の再返答書(天保十五辰年九月十八日)に『去ル寅年喜多院様御家来尾崎主馬殿筒井帯刀殿私村方江被罷越八郎義御殿御家来人ニ相成ゆ故八郎鉄藏和熟可仕様御威光を以被申聞ゆへ共御先柄之義村方ニ逗留被致ゆ義恐入ゆ故大坂御奉行所江奉伺ゆ処御同所之案内も無之間村人共彼是応答仕ゆ義ハ差扣ゆ様被仰付ゆニ付其段御断申上ゆ』とあるによつて明白であるように、東三郎側の訴訟關係人——豪農層は、大坂町奉行所の裁許にある金公事拒否の解釈をよりどころとして、名目銀出入の一つの解釈にもとづく寺社引合を拒否したのであり——大坂町奉行所の裁許が主従訴訟に準ずる意味をもつと解釈している以上、たとえ名目銀出入という性格を主張しても江戸御奉行所(寺社奉行)への提訴は、極めて困難となる。またかりに主従訴訟に準ずる意味を無視し名目銀出入であるとしても金公事の概念に包括されるのであるから、それを再訴するという意味であるなら、周知の如く、原告が奈良奉行所管轄下に裁判籍を有し、被告が大坂町奉行所管轄下に裁判籍を有する場合には、大坂町奉行所に訴えを提起しなければならないのであって、いずれにしても、大坂町奉行所を經由しなければならないことは、

明白である。かかる事柄を看過して、喜多院の『御威光』を振りかざして和熟を強要した喜多院家来の行動が、豪農層の目に『大たわけ』の行為として映ったことは、次に紹介する手紙によって明らかである。

口上

俄ニ使ヲ以遣し申ハ着次第長佐殿迄通御遣し可被下ハ外
ニ農人橋宿屋簡井帯刀殿行状箱入迄通

右之通少し御風邪ニ而私し代筆仕ハ御披見可被成下ハ尚
又此もの今夕暮ニ及ハ、一宿御願奉申上ハ明早々御
返し可被下ハ大丈夫之ものニ御座ハ間御用向之義御座ハ
ハ、御持セ可被下ハ早々以上

三月六日

四郎兵衛

馬場様

一昨四日御書面被下置拜見仕ハ御答大ニ延引仕ハ
一簡井帯刀義先月々毎々当地江参り下拙留主宅江参りハ
処始終掛ケ違下拙面会不致ハ処当月二日又ハ卯右衛門方
江参り此度者善四郎ニ是悲共面会可致旨申込吹田ニ而逗
留いたしハ依之翌三日式日ニハ得共朝飯後右帯刀下拙宅
江呼ニ遣しハ処中飯後罷越始而面会いたしハ是迄如何成

仁物哉と存ハ処不□大たわけの模様ニ相見ハハ付上

ケたり下ケたり色々申成尚又四日呼寄中飯迄私宅ニ而卯
右衛門下拙兩人引合詰申今六日貴家様江下拙卯右衛門兩
人罷出可申約定いたし彼帯刀目も大坂へ釣出し御談之上
再吹田辺味舌辺江も立寄不申様色々工夫と如何被申ハ幸
之儀有之面白キ趣向も付申今日私宅江呼寄乍居落着付可
申心得ニ而当時宿屋へ呼ニ遣しハ処最早昨夕より何方江
参りハ哉相分り不申ハ然ル処大坂農人橋東詰財木屋忠右
衛門とか申宿ニ帯刀止宿之由承ハ付彼方江手紙差遣し
申ハ御如才も無御座儀ニ御座ハ得共自然尊家様江右帯刀
罷越ハ共決而御面会之義者被成間敷此段一寸奉申上ハ扱
狩野氏出界十日十一日御治定之由貴君様ニも御用向ニ而
御道々被成ハ而付下拙義も罷出様被仰承知仕ハ当地
十日未明ニ罷出貴家江向参りハ而者御間ニ合可申哉又者
九日夕方ニ而も罷出可申哉此段御尋奉申上ハ芝村御講弥

十四日ニ御勤被成い哉左も有之い得者下拙義十四日迄堺
ニ而逗留仕度尚紙屋方町江も右之段□合いたしい上出堺

「馬場御姓 西尾
善四郎」
貴下

仕度奉存い其節拝顔彼帯刀一条難□筆紙□々可申上奉存
い先夫迄之処帯刀参りい共決而御面会被成間敷尚長佐方
江も書面遣し置い間一応御呼寄手紙之趣御披見之上尚長
佐殿江之御差図可然奉願上い先者右申上度如斯御座い以
上

弥御多祥奉存い然者筒井帯刀一条相済長佐同道広喜宅迄
只今参着仕い依之鳥渡御談之相□有之い間乍失敬是迄御
出会被下間敷哉併し少々□御不快之趣承及申居い於御
□来者大慶□し否哉御待申上い早々□
三月九日 西□
加□

三月六日

西尾善四郎

馬場常三郎様

其石

尚以過日被仰聞い黒善引合之義先方江参り承置い此儀も

長席

拝顔之上可申上い以上

馬場御氏

□下

右述せる理由により東三郎側の訴訟関係人は、喜多院家来の引合行為に應じなかつたのであるが、八郎はおそらく
そのような理由を解することなく、一方的に引合の不成立と断定し、喜多院役所を通じての出訴の決意を固めたもの
と考えられる。先に引用した東三郎の再返答書によれば、天保十四年十二月から翌十五年正月に至る間において、宿
河原村近江屋弥兵衛の出銀により、質入の証文——この証文は天保六年の内済証文をはじめとする三通の証文と推定
される——を請戻している。しかも注意すべきは、八郎の妾腹の子真三郎が宿河原村近江屋弥兵衛の養子となつた時

期が、天保十四年十二月であつて、近江屋弥兵衛への真三郎の養子と八郎証文請戻しのための近江屋弥兵衛出銀との間に深い関係のあつたことは、当然に推測される。「真三郎人別調書付帳」によれば、真三郎は天保五年大坂道頓堀香具屋の娘を母として生れている（この女性は八郎の妾である）。かかる真三郎の出生の事実と宿河原村近江屋弥兵衛への養子との間には、一脈の関連があつたことが推定される。このようにして証拠書類を取り戻した八郎はすでにのべたように、天保十五年二月廿日喜多院御役所へ願書を差し出してゐるのである。

しかし、喜多院は、その家来の引合行為を通じて、本事案が難渋の性格をもつものであることを察知したであらう。直ちに、江戸御奉行所（寺社奉行）へ差し出すといったような、八郎の希望するが如き手続をとらず直ちに奈良奉行所——南都奉行にまわしたのである。この事実は何を意味するであらうか。遠国奉行所管轄下の支配違の作爲は、容易に行われ、公認に近い認定をうけることが多かつたことは、既にのべた。しかし、寺社引合といった身分的管轄の問題をはじめ、遠国奉行直轄地相互間に係属する出入、すなわち、江戸御奉行所や幕府評定所へかかる出入に関しては、訴訟当事者が江戸に在住しない限り、その認定をうけること極めて困難な事柄であつたことを示唆するものであらう。この意味において、喜多院は、右出入を奈良奉行所にまわしたのである。喜多院は興福寺と関係があつたと考察されるが、興福寺と奈良奉行とが親密の関係にあつたことは、「旧事諮問録」に「興福寺の別当などは親属でありましたが、格は先方が上でありますから、奉行も庄するわけには行きませぬ。交際はなるべく親密にしておるのであります。」とあるによつて明白である。

天保十五年六月十五付をもつて、馬場八郎は東三郎を相手取り奈良奉行——南都奉行に出訴している。口上寛として、『手形銀并証文銀隋弱致不相渡ニ付御吟味御願』とある。南都奉行は金公事として一応受理しているが、おそら

く喜多院からの連絡により、この出入がかつて大坂町奉行所において、合力願と公事銘をかえて裁許されたことを察知していたことであろう。金公事であれば、再び大坂町奉行所に係属すること必定である。そこで、八郎の訴状のなかに、東三郎をはじめ相手数名が含まれているが、その一人相手取扱人美並武右衛門の裁判籍が和州式上郡新泉村にあることを取り上げて、この出入を筋違いの伏線をのこしながら『八郎願銀高之内和州之者判掛りニ不相成ひ銀高も相見ゆ』——与力中条仁之助、同心島山定右衛門の文書）大和一国内の支配違江懸る出入として一応受理したのである。この事実は、次に示す奈良奉行所御掛与力中条仁之助、同心島山定右衛門の記する文書（この文書は、出入が願下げとなる直前のものと推定される）によって把握しうるであろう。

一八郎義和弟之者并他國之もの入交ニ而相手取願書差出 孫右衛門申立之来下方取扱之義申立ゆニ付承置申ゆ処今
和州之者加ゆ廉ニ而者於当 御役所御糺可被成ゆ得共 般取扱難行届旨申出ゆ上者一件八郎願之趣和州之者判懸

八郎願之趣新泉村武右衛門江懸ゆ廉駘と相分兼ゆニ付

不相成ゆ銀高も有之ゆニ付一先願相下ケゆ条此上可申立

願書御留置武右衛門訳柄可相尋と呼出しゆ同人義

義者其筋々江可願出段申渡ゆ間此段相心得勝手ニ帰邑可

当地頭家来ニ相成居右家来ニ而可罷出之処其頃重病難

致ゆ

罷出由断出自然武右衛門快気不致ゆ而者訳柄可相分期被

但八郎々差出しゆ書付差返ス

難斗ニ付八郎願不抱撰州之もの呼出しゆ処其内武右衛門

此方々差上ゆ諸書付御留置相成ゆ

儀も快気孫右衛門義も地頭家来之由ニ而味舌下村東三郎

御掛与力

幾右衛門供々罷出夫々書付差出ゆ趣ニ而者八郎願銀高之

中条仁之助

内和州之者判掛りニ不相成ゆ銀高も相見ゆ然処武右衛門

同心

鳥山定右衛門

かかる方式が、右述せる如き事柄とはその性格を異にするけれども、事実上、多く行われていたと推定されることは、大坂町奉行支配国（摂河泉播）から四国、中国、九州、二十八カ国へ懸る金銭出入は、天明三年特例を設けて大坂町奉行扱いと定められたのであるが、それまでは、「これらの事件は、右二十八カ国のうち相手が私領の者であるときは寺社奉行、御領は勘定奉行となっていたので、訴訟上請求するためには江戸まで出府しなければならなかったのであるが、大坂町奉行所で受理されることになったのである。このように管轄の問題が改められるようになったのは借用証書連判のうちへ、債務者ではなく債権者側の味方に故意に大坂の者を加えておいて、大坂町奉行所へ訴えるなどの方法がとられたからである。」という春原源太郎氏の指摘（『大坂の町奉行所と裁判』二二頁）によっても明らかであろう。

かくして、天保十五辰年六月十五日馬場八郎は喜多院家家来なる身分をもって、南都奉行所へ出訴するに至る。南都奉行では右述したような大和一国内の支配違に懸る出入として、右の訴えを一応受理するのである。この時の南都奉行は、池田幡磨守であり、「旧事諮問録」は、「この人は公事なかなか上手と聞きました」と記している。南都奉行所関係の文書は、資料として紹介したように、『天保十五辰年南都御奉行所江八郎願書其外書物扣』の中に一括してまとめられている。右の扣をみて注目すべき点は、願人八郎の訴状すなわち、口上覚に対し、相手東三郎その他の者の返答書があり、この返答書に対し、更に願人八郎の口上覚——再返答書と記されている——が差出され、この口上覚に対し再び相手の側より「乍恐奉申上ゆ」という再々返答書とも称すべき文書が差出されているということである。すなわち、訴訟当事者本人の出頭による——厳格な意味における——訴状と返答書の交換が証拠書類を添えて二回にわたりに行われているという点である。南都奉行所には、川路聖謨の「寧府紀事」によっても判明するごとく、

固有の仕来りが多く行われていたのであって、右の方式も固有の仕来りの一つ——それは中世法よりの遺例の一面を示すものと考らえられる——とみなすことができるであらう。

周知の如く、中世武家法の所務沙汰においては、三問三答の方式が行われていた。この点について、石井良助氏は「所務沙汰の訴訟手続は当事者追行主義を以て主調として居た様である。何となれば(1)訴訟の開始に就ては、常に訴人の訴状提出がなければならず、裁判所は自ら進んで之を開始し得なかつた。(2)審理手続の進行に就ては、(甲)当事者は三問三答以前に於いて、一問答或は二問答の訴陳を以て直に対決に移らん事を請求できたが、裁判所は大体この請求に従つた様である。(乙)論人が陳状を提出しない場合に、裁判所の出す催促の書下及び更にその違背に対して発する召文の如きは何れも訴人の請求によって出された。(3)訴訟の終了に就ては、(甲)召文三箇度違背の場合にも裁判所は必ずしも直ちに他方当事者勝訴の判決を言渡す訳ではなく、その者より相手方の召文違背の咎を挙げ、その篇を以て沙汰あらん事の請求があつて、始めて之を言渡すを常とした。(乙)訴論人は和与(和解)状を作成し、裁判所より之に対する下知状を受け、之を以て訴訟を終結せしめる事が出来たが、この下知状には裁判所は当事者に於て和与する上は、異儀に及ばない旨を附記する例であつた。訴人は又何時でも訴を取下げ事によって訴訟を終結せしめる事が出来た」とのべられている(「中世武家不動産訴訟法の研究」百十頁以下)、石井良助氏は、更に、訴えの内容は、訴陳状によつて確定されたとされ、訴陳状、具書等によつて当事者主張の理否が明白となつた場合には、裁判所は対決の手続を省略し、直ちに判決することができたとされ、かかる方式を書面審理として概括されている(同書、一一三頁以下)。ただし、この方式を単なる書面審理主義の枠内の事柄として、把握するとすれば、それには問題がある。といふのは、召文三箇度違背の場合には、石井良助氏の指示せられた如き、柔軟な方法をもつてしてではあるが、欠席判

決をなしえたからである。中世武家法の所務沙汰の三問三答を単なる書面審理主義とみなすならば、それは理論的意味において、欠席判決につらなるものではあるまい。むしろ、三問三答、すなわち、三度の訴陳状の交換の本質には争点決定に近い性格があると考察するならば、それが何故に欠席判決を可能にするかという問題を解決しうるのである。というのは、争点決定の本質は、複雑な意味を伴うものではあるけれども、訴訟契約として把握すべきであり、訴陳状の交換に応じないことは、かかる訴訟契約に対する違反の問題を生じ、それへの制裁としての欠席判決ということを経論的に考察することができるからである。

船田享二氏は、ローマ法の方式書訴訟における争点決定について、「争点決定が、審判人を選択してその判決によって争訟を解決しようとする当事者の契約の性質を有することは一般に認められる。争点決定は原告の開示する方式を被告が受諾することによって成立する契約であり、かかる受諾は争点決定と同視される。当事者は、これによってその間の争点を明らかにし、審判人がかかる争点について判決し、かかる審判人の判決にしたがって争訟を解決すべきことに合意する。」とのべられているが、更に注意すべきは「被告が原告と争点決定するのは、その意思によるものとは限らず、これをしなければ応訴義務に違反し、認諾者と同様に取扱われるに至ることを避けるために行うという面がある。」とのべられている点である（「ローマ法」第五卷百四十六頁以下）。これによれば、ローマ法の争点決定には、欠席判決よりもいっそう厳格な応訴義務を被告に課しているということを把握しうるのである。かかる系譜において、中世武家法の所務沙汰における訴陳状の三度の交換と欠席判決との関連という事実の意味する理論的側面に注目するならば、訴陳状の三度の交換に、争点決定に近き性格が認められるといっても、決して不当ではないであろう。

南都奉行所における訴状と返答書の二度の交換——それは次にあげる手紙によって明白な如く訴訟当事者の厳格な出頭義務をともなう(『延引ニ相成候ハ、甚以事難敷候間早駕籠ニテモ夜通仰出南可被成候』)点において欠席判決への関連の痕跡を示している、といえよう。しかも、奉行所は、訴状と返答書の二度の交換によって明確となった争点について、実質的には即決の審理をなしているのであって、二度の交換という段階にはかくして、中世法の伝統のかすかな息吹が感じられるのである。

急仕立ヲ以得其意然ハ廿五日宿大和屋久兵衛御役所へ 如此ニ由以上

被召願人々相手方東三郎帰国いたし居由申出由得共よ 八月廿五日九ツ時出

馬場孫右衛門

もや左様之事ハ有間敷由得共余程之日数も相立親類共相 馬場東三郎殿

談致由ハ、今日相揃ひ罷出由様被仰付由故一同大心配仕 □幾右衛門代も御連レ可被成由親類共相談相手有之由

居由間此書状着次第明廿六日五ツ半時限り可成丈早く出 而可然ト奉存由

南有之由様致度由若延引ニ相成由ハ、甚以夏六ヶ敷由間

早駕ニ而も夜通シニ御出南可被成由先ハ不取敢書面ヲ以
次にのべるように、訴状と返答書の二度の交換により、争点は、確かに明確となっている。第一回の八郎の訴状の主張は、天保六年の芝村藩役所に差出した濟口証文にもとづき、手形銀、証文銀の不払いを問題とし、相手東三郎をはじめ村方役人が馴合の上滞り銀を埒明不申上事を指摘している。右訴状に対し、相手東三郎ほか村方役人の反駁は、天保六年の芝村藩に差出した内済証文の成立過程に疑義を示しているが、——『其後如何之訳相成由哉双方直応対を以銀子六百貫目云々』——これは、右内済証文が鉄蔵を拷問することにより作成されたものであること、しかも、そ

の鉄蔵を地頭役人に任命することにより（内済証文に關する自由な解釈はかくして可能となる）、内済証文滞り銀の支払いの解釈としては、本分家の間柄を基本として理解すべきであること、したがって、八郎ないしは伴福三郎が分家の名家相続——百姓相続をなしうるといふ見通しのついた時期に支払うべきものと理解するということである。しかも現実的には、願人八郎は散財により田畑家屋敷迄売却して事実上百姓相続が不可能であるという情況にある。また、大坂町奉行所においても、右の如き考え方が受け入れられ、右出入が合力願として受理されたことを——八郎の第一回の訴状においては、大坂町奉行所の裁許のことを記載していない——明らかにしている。

これに対し、八郎の再返答書においては、福三郎は自分の俸ではあるけれども、私名跡之者ではなく、むしろ、それより以前に自分——八郎の母慶雲が実父七兵衛よりの仕分けの家督証文並びに印形を所持していることをのべ、しかも、東三郎側が家督押領の行為に出るといった本家としてのあり方にふさわしくない行動をなしたことを問題とし——しかし、かかる主張は、東三郎側の本分家の間柄を基本とするという考え方にひきずり込まれたことを意味する——、次に、田畑家屋を売払ったのは、散財ではなく、以前よりの大借によるものであることと主張し、更に、大坂町奉行所への出訴においては、本分家の間柄であっても、貸借出入が認められなかったわけではないこと、相手との対談において合力願としたこと、その合力願の金額について、相手が竹中大学家来井内左門と結託して脅迫したので銀六貫目のみ受け取り残念ながら虎口から逃れるような心持ちで退いたことを、そして、右結託の事実があらわれたことにより、鉄蔵ほか相手の者一同が大坂町奉行跡部山城守よりお咎をうけたことを主張している。右の願人八郎の再返答書が、はじめの訴状の貸借出入の筋を通していないことに注目するを要する。これに対し、東三郎側の再々返答書とも称もべき文書においては、本分家の間柄にもとづく百姓相続の筋を貫いているといつてよい。

すなわち、家督押領の事実無根のこと、八郎の散財の証拠明白であること、八郎が村方の人別から離れている間に、慶雲（八郎母）ならびに福三郎成人迄の扶養をなしていることをのべ、福三郎が成人し、家名相続ができる段階において、基銀を支払うことを主張しており、あくまでも、本分家の間柄の問題であるという考え方を貫いている。また、大坂町奉行所の審理は、もし八郎のいう如く対談という指示であれば、その対談を引き続き継続しているはずであるが、したがって、対談をしないままで合力願を差出すはずはないにもかかわらず、実際には大坂町奉行所の指示に従い、対談などはなく、直ちに合力願と公事銘を改めて内済をしたのが真実であるとする。また、東三郎側が跡部山城守大坂在勤中御咎をうけたといったことを主張しているが、右出入は、跡部様ではなく、徳山様御役中のことであって、願人八郎の虚言はここに至ってその極限に達するとしている。跡部山城守の大坂町奉行在勤は、天保七年四月廿四日から天保十年九月十日までであり、徳山石見守の在勤は、天保十年九月十日から天保十三年八月六日迄である。大坂町奉行所における裁許——合力願を公事銘とする濟口証文差出しの年月日は、天保十年十一月晦日であり、徳山石見守が裁許を下したこと、明白である。

以上の訴状と返答書の二回にわたる交換より、この出入を貸借出入とするか本分家の出入——親類訴訟とすること、ということが争点であることが明確となり、しかも、大坂町奉行所の審理で相手側の主張の如く親類訴訟——合力願——として裁許されたことが明確となった。訴状と返答書の二度の交換には六カ月という長い時間をかけており（訴訟当事者の厳格な出頭義務をとまなう）、それが南都奉行固有な仕来りであり慎重な手続を意味したことは、次に紹介する八月朔日の西尾善四郎から馬場東三郎宛の手紙の中に『何分ニも過急ニハ埒明不申寛々しいし御役所ニい』とあるによって知られるであろう。訴訟当事者によって争点が明確とされた時点——九月廿八日——に、南都奉

行が大坂町奉行の裁許と同様、相手側（東三郎他）を勝訴とする見込みの審理をなしていたことは、取扱人を相手側の中から選び指名している（従前の取扱人であるという理由を附しているが——馬場孫右衛門・美並武衛門）事実をみても、明白であらう。

それにもかかわらず、南都奉行そのものが裁許を下すのではなくして、かかる特定人を取扱人として指名し、内済を命じているという方式には、幕藩体制特有の裁判制度の本質があらわれているのである（小早川氏は、裁判役所が特定人を扱人として指名する場合と任意の第三者が扱人となる場合とを区別しておられるが——「近世民事訴訟制度の研究」八六頁——、その区別の理由には、右述せる如き諸問題が存するであらう）。

九月廿八日より、取扱人による内済がはじまるが、取扱人の幹旋案は、いうまでもなく相手側の主張を根拠とするものであり、願人八郎の主張と鋭く対立する。かくして、与力中条仁之助同心鳥山定右衛門の文書にあるように、『取扱難行』ということになり、本出入は、『願相下ケ』ということになる。それは相手側の勝訴を意味する。次に八月朔日の西尾善四郎より馬場東三郎宛の手紙を紹介する。

以飛札得其意ハ今日者先快晴之模様御同意大慶奉存ハ廿八日終日雨天ニハ得共七ツ時ハ帰村仕ハ早速北嶋呼ニ遣し承リハ処判介殿ハ委細承リ今日ハ出南之積之由心積リ被致ハ趣被申ハ故猶又判介殿帰村後之趣申咄ハ何分ニも過急ニハ埒明不申寛々^マ与いたしハ 御役所ニハ而只今之処者相手方ハ暫御呼出しも無之取贖人ハ之書附相納ハ迄

ハ用なしハハ得者今兩三日見合之方可致様申之ハ処左
ハ得者四日五日頃ハ出南可致ハ様北嶋申ハニ付先其意ニ
任セ申ハ判介殿も彼大坂ハ引越之用向ニ而五日六日頃迄
者少も外出難出来ハ趣北嶋江被申越ハ下拙義一応上村江
可罷出ハ得共法夏前村ニ長し留主中之間ニ差懸リ外用出
来有之一向ニ寸暇なく取紛判介殿出會ハ義も仕兼ハいつ

れ法事済後罷出面談之上相願出南致し被呉い様可仕奉存

度奉存い

い御番所鉢ハ中々暖くいたしい義ニ而定而取暖御兩人之

一太田様美並様孫右衛門様別段手紙差上不申い宜敷御伝

書附彼是障取可申愚按相察しいニハ右書附相納りい上者

言奉願上い孫三郎様ニ合羽并傘拜借早速御宅迄差出し置

願人方江当方之返答書ヲ以御糺ニモ可相成左い得者ハ

申い後便南都江相届可申い間厚御礼被仰上被下度奉願い

郎又々書附ヲ以可申上義い得者先夫迄者貴君様ニも用

豊嶋門并村山氏書翰ニ通同封差立申い先者右申上度取急

向無之哉奉察い何□模様替りい義も出来い得者早々御申

キ乱筆い様御覽可被下い早々以上

越可被下い

八月朔日認

西尾善四郎

一内々申上い太田様江之彼取斗之義御都合御見合ニ而何

馬場東三郎様

分ニ而御取斗之程可然奉存い此段御手抜き無御座い様仕

しかし、八郎が寺社引合の方法を用いてまで江戸御奉行所への提訴を固執した行為は——それには宿河原村近江屋弥兵衛をはじめとする八郎をとりまく人々の助力があったのであるが——、単純な見通ししかもっていないかった芝村藩の役人たちに、深い危惧の念をいだかしたことであろう。芝村藩領主浪人福田紋治郎と領主家来小林寛兵衛が遣わされて、八郎を芝村藩家来という身分に封じ込める手段をとったのである。

(本稿の初校が出たのちに、次に示す如き重要な手紙が発見された。大坂の用達豊嶋屋門蔵より馬場東三郎宛のものであって、年次は天保十五年と推定される。右手紙には、『本紙証文質物ニ差入い儀ハ八郎一条院へ家来ニ相成い後ニ差入い哉又ハ一条院に召抱之以前ニ差入い哉承知仕度奉存い右証文当年ニ而年切ニも相成い事故大事之場所ニ御座い』という注目すべき箇所があり、これにもとづき問題が二点存することが考えられる。本紙証文というのは天保

六年八月廿五日芝村藩権力の拷問を手段とする強要のもとに馬場鉄蔵が馬場八郎の意向に屈服して提出した済口証文のことで、既述したように、藩はその後、右証文の効力に関する認定を変更したのであるけれども、証拠としては、最も重要な証文である。右証文は「八郎よりの南都喜多院への願書」によって明白であるように、八郎が『大坂住居之節』質入したのである。八郎は天保十年九月大坂町奉行所へ出訴し、これが合力願と公事銘を改めて受理されている。済口証文の年次は、天保十年十一月晦日であるから、質入は、その以後でなければならぬ。しかも、八郎が奈良喜多院へ奉公したのは、天保十二年十二月である。それ故、質入した時期は、天保十年十一月晦日より天保十二年十二月迄の間ということになる。

問題の第一は、喜多院家来——一乗院家来という身分を取得するために、八郎が金を必要としたであろうし、そのために本紙証文を質入したと推定されるという点である。これが本家鉄蔵・東三郎側の察知するところとなり、鉄蔵よりの差図によって吹田村善四郎と申者へ『又質』——転質とされてしまったことは、右願書により明白である。又質について、質置主の承諾をうることが要件であるとするのが従来の学説であるが、質置主の承諾を得ないで、又質にすることも——高利を付して——可能であったのである。この事實は、又質の本質を考察する上に重要な問題を提起するといわなければならない。右願書の又質の目的は、本紙証文を八郎に入手させないことにあったのは明白であろう。天保十五年二月廿日八郎は喜多院御役人中へ願書を差出している。又質になっていた本紙証文は、それまでに請戻されていなければならない。ここにおいて、天保十四年十二月八郎妾腹の子真三郎が、宿河原村近江屋弥兵衛方へ養子になっている事實は、重大な意味をもつことになるのである。又質となった本紙証文請戻について、宿河原村近江屋弥兵衛よりの様々の援助のあったことが、当然に推定されるからである。かくして、本紙証文をめぐって深刻

な闘争がおこなわれていた事実を確認することができる。

第二に問題となるのは、八郎が喜多院家来となつた事実を、この手紙が一乗院家来となつたとみなしている点である。一条院——一乗院は、奈良興福寺の門跡である。喜多院が興福寺の別院であつたこと、したがって、喜多院家来であることは一乗院家来であることを意味したが、これによって確認される。八郎の願書を受理した喜多院は、この出入は難渋であると認定したので、直ちに社奉行へ差出すといった手続をとることなく、興福寺と親密の關係にある奈良奉行所へまわしたのである。

以手紙得貴意の残暑強御座の得共益御壯健被成御座の珍重之御儀奉存の然者先達而御遣しの下書篤と拝見之上天印へ三軒迄掛の内及論談の処甚々六ツヶ敷御座の本紙証文質物ニ差入の儀ハ八郎一条院へ家来ニ相成の後ニ差入の哉又ハ一条院江召抱之以前ニ差入の哉承知仕度奉存の右証文当年ニ而年切ニも相成の事故大事之場所ニ御座の委細之儀者御面談ニ可申上の近日之内御出坂ニも御座のハ、委細拝顔ニ申上度の依之右下書御弁箱共其儘御願申置の右之段申上度如斯御座の上

豊嶋屋

七月十八日

門藏

尚々大角力も今日大入と申事ニ御座の御見物旁御出坂も御座のハ、委細御功語可仕の 以上

(なお、相对濟令との關係を考察したすぐれた研究として、服藤弘司『「相对濟」令考』——「金沢大学法文学部論集法経篇2」がある。)